

海 田 町 地 域 防 災 計 画

(震災対策編)

令和8年5月修正

海 田 町

目 次

【海田町地域防災計画（震災対策編）】

第1章 総 則

第1節 計画の方針	1
1 計画の目的	
2 計画の体系及び位置付け	
3 計画の構成及び内容	
4 計画の修正	
5 細部計画の策定	
6 計画の習熟	
第2節 防災業務実施上の基本原則	2
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱	2
第4節 海田町の概況	3
第5節 地震の発生状況及び被害想定	3
1 地震の発生状況	
2 地震発生のタイプと発生メカニズム	
第6節 被害想定	6
1 想定される地震	
2 震度等の予測	
3 被害想定	
4 細部の被害想定	

第2章 震災予防計画

第1節 基本方針	33
第2節 地震に強い都市構造の形成	33
第3節 公共施設の点検整備	33
1 道路・橋梁	
2 河川	
3 公園緑地	
第4節 建築物の安全化	34
1 建築物の耐震・不燃化	
2 落下防止対策等の促進	
第5節 危険物施設等の安全確保	34
第6節 消防等防災施設の整備	35
1 消防資器材	

2	消防水利	
3	消防庫等	
4	防災資機材及び物資備蓄品	
第7節	ライフライン施設等の機能確保	35
1	上水道	
2	下水道	
3	電気	
4	ガス	
5	通信	
6	ライフライン事業者及び関連事業者等との連携	
第8節	地震に強い組織体制の整備に関する方針	39
第9節	災害応急体制の整備	39
第10節	避難体制の整備	39
第11節	土砂災害警戒区域等の災害予防	40
第12節	防災教育、訓練及び調査研究	40
1	防災教育	
2	防災訓練	
3	防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮	
4	防災に関する調査研究	
第13節	自主防災体制の整備	44
第14節	要配慮者に係る災害の予防対策	44
第15節	災害ボランティア活動の環境整備	44
第16節	食糧・生活必需品等の備蓄	44
第17節	保健衛生・防疫に関する活動	44
第3章 震災応急対策計画		
第1節	方針	45
第2節	災害応急組織の編成・運用	45
1	震災対策組織	
2	参集の伝達	
3	災害警戒本部	
4	災害対策本部	
第3節	情報の収集及び伝達	46
1	方針	
2	情報の収集・伝達手段	
3	町民等への災害情報の伝達	
4	放送機関に対する放送の要請	

5	通信施設等が使用不能な場合の対処	
6	防災関係機関等との情報連絡	
7	被害情報の報告	
第4節	災害広報の実施	50
1	広報活動	
2	地震発生時の町内放送（震度4以上）	
3	広報状況の報告	
第5節	避難対策	52
第6節	衣食等生活必需品の供給	52
第7節	給水及び上水道施設応急対策	52
第8節	ライフライン応急対策	52
第9節	消防活動対策	53
第10節	救難対策	53
第11節	医療・救護対策	53
第12節	遺体の搜索、取り扱い、埋火葬対策	53
第13節	防疫及び保健衛生対策	53
第14節	清掃対策	54
第15節	下水道施設応急対策	54
第16節	輸送対策	54
第17節	ヘリコプターによる災害応急対策	54
第18節	警備・交通規制・交通確保対策	54
第19節	住宅等応急対策	55
第20節	文教対策	55
第21節	要配慮者対策	55
第22節	災害救助法の適用等	55
第23節	応援要請及び協力要請	55
第24節	災害ボランティアとの連携	56
第4章	震災復旧計画	61
第5章	津波災害対策計画	
第1節	目的	62
第2節	基本方針	62
1	推進方法	
2	修正	
第3節	津波防災体制及び活動	62
1	確保すべき体制	

2 活動内容	
第4節 既往地震・津波の概要及び津波被害想定	63
1 方針	
2 津波対策の考え方	
3 津波浸水想定	
第5節 津波災害予防	71
1 防波堤、護岸等の点検、整備に関する対策	
2 津波情報受伝達に関する対策	
3 津波避難計画の作成	
第6節 津波警報等の伝達	72
1 方針	
2 地震・津波情報の収集・伝達	
第7節 住民等の避難誘導	80
1 方針	
2 津波避難のための事前の準備	
3 津波発生時の応急対策	
4 消防及び水防活動	
5 水道、電気、ガス及び電気通信関係	
6 交通対策	
7 町が管理する施設関係	
第6章 南海トラフ地震に係る防災対策推進計画	
第1節 目的	89
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域	89
第3節 基本方針	89
1 各般にわたる甚大な被害への対応	
2 津波からの人命の確保	
3 超広域にわたる被害への対応	
4 時間差発生等への対応	
5 外力レベルに応じた対策	
6 戦略的な取組みの強化	
7 訓練等を通じた対策手法の高度化	
第4節 南海トラフ地震の概要	95
1 地震の概要	
2 今後の地震発生確率	
3 広島県地震被害想定	
第5節 津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助	103

1	津波からの防護のための施設の整備等	
2	水防業務従事者の安全確保対策	
3	津波に関する情報の伝達等	
4	津波避難対策	
5	消防活動及び水防活動	
6	電気、ガス、水道、通信及び放送関係	
7	交通対策	
第6節	応援要請	112
1	県に対する応援要請	
2	他の市町に対する応援要請	
3	緊急消防援助隊等消防に対する応援要請	
4	自衛隊災害派遣要請	
5	救援物資の調達・供給活動	
6	帰宅困難者対策	
第7節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	113
1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第8節	防災訓練に関する計画	117
第9節	地震防災上必要な教育及び広報	117
1	職員に対する教育	
2	住民等に対する教育・広報	
3	児童、生徒等に対する教育	
4	自動車運転者に対する教育	
5	相談窓口の設置	

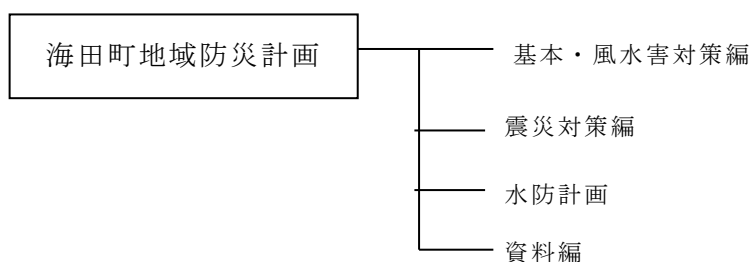
第1節 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、本町の地域に係る大規模な地震災害に対処するため、海田町防災会議が作成する計画であって、本町並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関並びに町民がそれぞれの機能を有効に発揮して、町域における震災に係る災害予防・災害応急対策及び災害応急復旧を総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を地震から保護することを目的とする。

2 計画の体系及び位置づけ

本町の地域防災計画の体系は、次のとおりであり、本編は、震災対策編として位置づけ、主として地震災害、津波災害、突発事故災害等についての計画として位置づける。



3 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。

(1) 総則

町及び防災関係機関等が、防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及び想定する災害等について定める。

(2) 震災予防計画

災害の発生を未然に防止し又は被害を最小限にとどめるため、町及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。

(3) 震災応急対策計画

災害発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、主として町災害対策本部がとるべき措置等について定める。

(4) 震災復旧計画

民生安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等に関して、町が自ら又は防災関係機関等の協力を得て実施する措置等について定める。

(5) 津波災害対策計画

県内において発生が想定される津波災害を未然に防止又は被害を最小限にとどめるため、町及び防災関係機関が取るべき措置及び住民意識の啓発方法等について定める。

(6) 南海トラフ地震に係る防災対策推進計画

南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、津波からの防護及び円滑な避難に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

4 計画の修正

海田町防災会議は、災対法第42条の規定により、必要があると認めるときは修正を行う。また、修正の内容については速やかに町の広報紙等により町民や関係機関に周知する。

5 細部計画の策定

計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画については、町各部課及び防災関係機関等においてあらかじめ定めておくこととし、かつ、防災関係機関等との連携を図りながら適宜修正を行うものとする。

6 計画の習熟

町各部課及び防災関係機関等は、平素から訓練や学習等の方法によりこの計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努める。

第2節 防災業務実施上の基本原則

防災関係機関は、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関して、各法令及びこの計画による。

細部は、基本・風水害対策編 第1章第2節【防災業務実施上の基本原則】に準ずる。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

本町及び防災関係機関等は、それぞれの役割に応じた業務を実施する。

細部は、基本・風水害対策編 第1章第3節【防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱】に準ずる。

第4節 海田町の概況

基本・風水害対策編 第1章第4節【海田町の概況】に準ずる。

第5節 地震の発生状況及び被害想定

過去に発生した地震の状況と広島県内に起こりうる大地震と地震発生時の人的、物的被害を想定し「広島県地震被害想定調査」（令和7年10月 （以下「被害想定調査」という。））から本町の被害を想定する。

1 地震の発生状況

(1) 既往の地震の状況

本町における過去20年間の震度1以上の地震は135回発生し、年平均7回程度である。

震度4以上の地震は、2006年（平成18年）、2014年（平成26年）、2016年（平成28年）の3回発生している。

海田町の既往地震（震度5以上）

発 年 月 日	震 源			マグニチュード	震度	被 害 程 度
	位 置	経 度	緯 度			
887.8.26	〃	135.0	33.0	8.0～8.5	5	〃
1099.2.22	〃	135.0	32.5	8.0～8.3	5	〃
1361.8.3	〃	135.0	33.0	8.0～8.5	5	〃
1605.2.3	〃	134.9	33.0	7.9	5	〃
1649.3.17	伊予灘	132.5	33.7	7.0程度	5以上	家屋倒壊はまれ
1686.1.4	安芸灘	132.2	34.0	7.0～7.5	5以上	〃
1707.10.28	南海道沖	135.9	33.2	8.4	5	〃
1854.12.24	〃	135.6	33.2	8.4	5以上	〃
1857.10.12	伊予灘	132.7	33.9	6.9	5程度	〃
1872.3.14	浜 田	132.0	34.9	7.1	5	〃
1905.6.2	安芸灘	132.5	34.1	6.9	5以上	家屋倒壊はかなりあり

第1章 総 則

2001.3.24	芸予	132.4	34.1	6.7	5強	家屋一部損壊153棟、軽傷者1名
-----------	----	-------	------	-----	----	------------------

(2) 広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニ チュード	被害の概要						
慶安2年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4±0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。						
貞享2年 (1686年) 1月4日	芸予地震	7.0～7.4	広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒、蔵損39軒、社3、寺5、土手4、734間、石垣損857.5間、田畑損1.19町、死2、死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。						
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり（町・郡内で全潰家屋78、半潰68）。						
安政元年 (1854年) 12月24日	安政南海 地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6～1.7尺（0.5m）であった。						
安政元年 (1854年) 12月26日	伊予西部	7.3～7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。						
安政4年 (1857年)10 月12日	芸予地震	7.25±0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原（呉市）で土堤割れなどあり。						
明治5年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1±0.2	中野村（北広島町）で亀裂（延長500m）を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。						
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒潰し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落がり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。						
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 倒壊
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5,957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
			加茂郡		2	5		14	1

第1章 総 則

			佐伯郡			221	1		
			阿佐郡		1	7		1	
			計	11	160	56	47	40	26
			出典：地震予防調査報告書 1905 NO.53 () 内は、中央気象台の記録						
昭和21年 (1946年) 12月21日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者3、住家全壊19、半壊42、非住家全壊30、半壊32、道路損壊2						
昭和24年 (1949年) 7月12日	安芸灘	6.2	呉で死者2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。						
平成11年 (1999年) 7月6日	広島県 南東部	4.5	負傷者1（震度4） 物的被害なし〔広島県調べ〕						
平成12年 (2000年) 10月6日	鳥取県 西部地震	7.3	震源近傍では震度6弱～6強となり、鳥取県を中心に負傷者182名、住家は全壊435棟、半壊3、101棟、一部損壊18、544棟等の被害。また、延べ17、402戸が停電し、各地で断水などの被害〔内閣府（2003）8〕。広島県では強いところで震度4となり県内で住家6棟が一部破損した。 〔広島県調べ〕						
平成13年 (2001年) 3月24日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度6弱となり、死者1名、重軽傷者193名、住家の被害は、全壊65棟、半壊688棟、一部損壊36、545棟の被害が発生した。〔広島県調べ〕						
平成18年 (2006年) 6月12日	伊予灘	4.7	負傷者4（重傷1、軽傷3）、住家一部損壊2棟〔広島県調べ〕						
平成23年 (2011年) 11月21日	広島県 北部	5.4	負傷者2（震度5弱）〔広島県調べ〕						
平成26年 (2014年) 3月14日	伊予灘	6.2	負傷者1（震度5弱）、住家一部損壊32棟、非住家6棟						
令和6年 (2024年) 4月17日	広島県 南部	6.6	負傷者2、住家一部損壊1棟〔広島県調べ〕						

出典：広島県地震被害想定調査報告書

2 地震発生のタイプと発生メカニズム

(1) 過去の被害地震は、発生メカニズムの違いによって以下の3タイプに分類できる。

地震のタイプ	該当地震
海洋プレート間の地震【海溝型地震】	・安政元(1854)年 安政南海地震 ・昭和 21(1946)年 昭和南海地震 ・平成 15(2003)年 十勝沖地震 ・平成 23(2011)年 東北地方太平洋地震 など
地殻内の地震【活断層型地震】	・平成 7(1995)年 兵庫県南部地震 ・平成 12(2000)年 鳥取県西部地震 ・平成 16(2004)年 新潟中越地震 ・平成 20(2008)年 岩手・宮城内陸地震 ・平成 28(2016)年 熊本地震 など
プレート内の地震【スラブ内地震】	・昭和 53(1978)年 宮城沖地震 ・平成 5(1993)年 釧路沖地震 ・平成 6(1994)年 北海道東北地震 ・平成 13(2001)年 芸予地震 など

(2) 発生メカニズム

ア 海洋プレート間の地震【海溝型地震】

プレート境界において、海のプレートの引き込みに伴い陸のプレートが地下に引きずり込まれ陸のプレートが引きずるに堪えられなくなり、跳ね上がるように起こる地震

イ 地殻内の地震【活断層型地震】

内陸部の比較的浅い地殻に生ずるいわゆる直下型で、プレート運動によって蓄積されたひずみエネルギーが陸域浅部で断層運動によって開放される際に発生する地震

ウ プレート内の地震【スラブ内地震】

海側プレートが陸側のプレートの下に沈み込んでいる部分（スラブ）のうち、深部が破壊されることにより発生する地震

第6節 被害想定

地震（地震・津波）防止対策を的確な推進に資するため、被害想定調査を基に、本町における人的・物的被害を想定した。

1 想定される地震

(1) 想定される地震の規模等

想定される地震は、被害想定調査において想定されている以下の地震とした。

第1章 総 則

番号	地震名	タイプ	マグニチュード	今後 30 年以内の発生確率
1	南海トラフ地震	プレート間	9.0	60～90%程度以上
2	安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震	プレート内	6.7～7.4	40%程度
3	中央構造線断層帯の地震 (讃岐山脈北縁西部区間)	地殻内	8.0 程度若しくはそれ以上	ほぼ 0～0.4%
4	中央構造線断層帯の地震 (石鎚山脈北縁区間)	地殻内	7.3 程度	0.02%以下
5	中央構造線断層帯の地震 (石鎚山脈北縁西部区間)	地殻内	7.5 程度	ほぼ 0～12%
6	中央構造線断層帯の地震 (伊予灘区間)	地殻内	8.0 程度若しくはそれ以上	ほぼ 0%
7	中央構造線断層帯の地震 (上記の 4 連動)	地殻内	8.0 程度若しくはそれ以上	不明
8	岩国一五日市断層帯の地震 (己斐断層区間)	地殻内	7.1 程度	不明
9	岩国一五日市断層帯の地震 (五日市断層区間)	地殻内	7.2 程度	不明
10	岩国一五日市断層帯の地震 (岩国断層区間)	地殻内	7.6 程度	0.03～2%
11	岩国一五日市断層帯の地震 (上記の 3 連動の地震)	地殻内	7.9～8.0 程度	不明
12	安芸灘断層帯の地震	地殻内	7.2 程度	0.1～10%
13	広島湾一岩国沖断層帯の地震	地殻内	7.5 程度	不明
14	長者ヶ原断層一芳井断層の地震	地殻内	7.3 程度	不明
15	筒賀断層の地震	地殻内	7.8 程度	不明
16	どこでも起こり得る直下の地震 ※1	地殻内	6.9 程度	—

注 被害想定調査による。

マグニチュードは気象庁マグニチュード。ただし南海トラフ地震のみモーメントマグニチュード

※1: どこでも起こり得る直下の地震は、役場所在地に震源位置を仮定（以下「海田町直下地震」という。）

（2）想定される地震の特徴

ア 南海トラフ地震

南海トラフとは、駿河湾から日向灘沖にかけての海底の溝状の地形を指す。南海トラフでは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでおり、この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。過去1,400年間を見ると、南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生しており、近年発生した地震では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから80年近くが経過しており、日本列島の広い範囲に強い揺れと大きな津波による災害を引き起こすことが懸念されている。

本調査においては、南海トラフを震源域とした地震が発生した場合には、県域に影響を及ぼす恐れのあることから想定地震として選定した。

想定 の 規模は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」の検討結果を踏まえ、モーメントマグニチュード9.0とした。

なお、震源が海域に位置するため、地震に伴う海底変位（-1.9m～+11.8m程度）が津波を引き起こす可能性を考慮し、津波による被害想定の対象とした。

イ 日向灘及び南西諸島海溝周辺（安芸灘～伊予灘～豊後水道）の地震

安芸灘～伊予灘～豊後水道では、南海トラフから西北西に沈み込むフィリピン海プレート（深さ40～60km）においてプレート内部の破壊（ずれ）によるプレート内の地震が発生している。近年では平成13年芸予地震（マグニチュード6.7）が記憶に新しく、それ以前にも死者11名の被害となった芸予地震（1905年：マグニチュード6.7）など、マグニチュード6.7の地震が江戸時代以降（17世紀以降）だけでも6回発生している。

また、地震調査研究推進本部では、当該地域における地震活動の長期評価を行っており、今後30年以内に当該領域のどこかで地震が発生する確率を40%程度、地震の規模はマグニチュード6.7～7.4と推定している。

本調査においては、当該地域が広島県域に近く、過去に何度も地震が発生していること、さらに芸予地震の例からも再び地震が発生した場合には県域に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震を対象地震とした。

想定規模は、記録上最大規模となる 1854 年 12 月 26 日の地震と同程度かつ地震調査研究推進本部による想定規模の最大値であるマグニチュード 7.4 とした。

なお、震源が海域に位置するため、地震に伴う海底変位（-0.7m～+0.1m 程度）が津波を引き起こす可能性を考慮し、津波による被害想定の対象とした。

ウ 中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁西部区間）の地震

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する全長約 444km の長大な断層帯である。地震調査研究推進本部の長期評価では、中央構造線断層帯を過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから 10 の区間に分けて評価している。讃岐山脈南縁西部区間はその一つであり、三野断層、箸蔵断層、池田断層、佐野断層、寒川断層、畑野断層及び石鎚断層からなる約 82km の断層である。この断層の長期評価による地震発生の可能性は、今後 30 年以内にほぼ 0-0.4%とされ、日本の活断層の中では発生確率がやや高いグループとなっている。また、想定される地震の規模もマグニチュード 8.0 程度もしくはそれ以上とされ、県域にも比較的近いいため、地震が発生した場合には県域に影響を及ぼす恐れのある地震として想定地震として選定した。想定規模は、同評価による想定規模を参考にマグニチュード 8.0 とした。

なお、震源が海域に位置するため、地震に伴う海底変位（-1.0m～+0.1m 程度）が津波を引き起こす可能性を考慮し、津波による被害想定の対象とした。

エ 中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁区間）の地震

石鎚山脈北縁区間も、地震調査研究推進本部の長期評価による中央構造線断層帯の 10 の区間の一つであり、岡村断層からなる約 29km の断層である。この断層の長期評価による地震発生の可能性は、今後 30 年以内に 0.02%以下とされている。また、想定される地震の規模もマグニチュード 7.3 程度とされ、県域にも比較的近いいため、地震が発生した場合には県域に影響を及ぼす恐れのある地震として想定地震として選定した。

想定規模は、地震調査研究推進本部による想定規模を参考に、マグニチュード 7.3 とした。

なお、震源が海域に位置するため、地震に伴う海底変位（-0.4m～+0.0m 程度）が津波

を引き起こす可能性を考慮し、津波による被害想定の対象とした。

オ 中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁西部区間)の地震

石鎚山脈北縁西部区間も、地震調査研究推進本部の長期評価による中央構造線断層帯の10の区間の一つであり、川上断層及び重信断層からなる約41kmの断層である。この断層の長期評価による地震発生の可能性は、今後30年以内にほぼ0-12%とされている。また、想定される地震の規模もマグニチュード7.5程度とされ、県域にも比較的近いいため、地震が発生した場合には県域に影響を及ぼす恐れのある地震として想定地震として選定した。

想定 の 規模は、地震調査研究推進本部による想定規模を参考に、マグニチュード7.5とした。

また、本調査のうちの津波による被害想定では、中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部区間）および中央構造線断層帯（伊予灘区間）の2区間が同時に活動する2連動を対象とした。なお、2連動の地震に伴う海底変位は-1.8m～+0.5m程度である。

カ 中央構造線断層帯(伊予灘区間)の地震

伊予灘区間も、地震調査研究推進本部の長期評価による中央構造線断層帯の10の区間の一つであり、伊予断層、米湊断層、伊予灘東部断層及び伊予灘西部断層からなる約88kmの断層である。この断層の長期評価による地震発生の可能性は、今後30年以内にほぼ0%とされている。また、想定される地震の規模もマグニチュード8.0程度もしくはそれ以上とされ、県域にも比較的近いいため、地震が発生した場合には県域に影響を及ぼす恐れのある地震として想定地震として選定した。

想定 の 規模は、地震調査研究推進本部による想定規模を参考に、マグニチュード8.1とした。

また、本調査のうちの津波による被害想定では、中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部区間）および中央構造線断層帯（伊予灘区間）の2区間が同時に活動する2連動を対象とした。なお、2連動の地震に伴う海底変位は-1.8m～+0.5m程度である。

キ 中央構造線断層帯(4連動)の地震

地震調査研究推進本部の長期評価によると、中央構造線断層帯を構成する10区分された複数の隣接した区間が同時に活動する可能性や断層帯全体が同時に活動する可能性も否定できない。また、断層帯全体が同時に活動した場合は、マグニチュード8.0程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定される。この場合の地震発生の長期確率は求

めることはできないが、10 区間が個別に活動する長期確率を超えることはないと考えられるとしている。本調査では、10 区間のうち地震が発生した場合には県域に影響を及ぼす恐れのある上記 4 区間が同時に活動する 4 連動についても、参考として評価する。

ク 岩国－五日市断層帯（己斐断層区間）の地震

岩国－五日市断層帯は、広島県大竹市から山口県周南市、広島県廿日市市を経て、広島市安佐北区に至る断層帯である。全体の長さは約 78km で、北東－南西方向に延びる右横ずれ主体の断層帯であり、北西側ないし西側隆起の逆断層成分を伴う。地震調査研究推進本部では、岩国－五日市断層帯を構成する活断層の分布形状、活動時期等の特徴に基づき、3 つの区間に区分している。

己斐断層区間はその一つであり、広島市安佐南区から同市西区その沖合に至る長さ約 23km の断層である。同評価では、平均的な活動間隔に関するデータが得られていないため、今後の地震発生確率は求められていないが、マグニチュード 7.1 程度の地震が起こる可能性があることとされていることから想定地震として選定した。

想定規模は、地震調査研究推進本部による想定規模を踏まえ、マグニチュード 7.1 とした。

なお、震源の南端は海岸線沿いに位置するが海域にはほとんどかからないため、津波を引き起こす可能性は低いと考え、津波による建物被害等の試算は行っていない。

ケ 岩国－五日市断層帯（五日市断層区間）の地震

五日市断層区間も、地震調査研究推進本部の長期評価による岩国－五日市断層帯の 3 つの区間の一つであり、広島市安佐北区から同市佐伯区を経て広島県廿日市市に至る長さ約 27km の断層である。地震調査研究推進本部の長期評価では、己斐断層区間と同様に、平均活動間隔が不明とされており、今後の地震発生確率は求められていないが、マグニチュード 7.2 程度の地震が起こる可能性があることとされていることから想定地震として選定した。

想定規模は、地震調査研究推進本部による想定規模を踏まえ、マグニチュード 7.2 とした。

なお、震源の南端は海岸線沿いに位置するが海域にはほとんどかからないため、津波を引き起こす可能性は低いと考え、津波による建物被害等の試算は行っていない。

コ 岩国－五日市断層帯（岩国断層区間）の地震

岩国断層区間も、地震調査研究推進本部の長期評価による岩国－五日市断層帯の 3 つ

の区間の一つであり、広島県大竹市から山口県周南市に至る長さ約 46km の断層である。地震調査研究推進本部の長期評価では、平均活動間隔などから今後 30 年以内に地震が発生する確率を 0.03-2%、マグニチュード 7.6 程度の地震が発生する可能性があると考えられていることから想定地震として選定した。

想定規模は、地震調査研究推進本部による想定規模を踏まえ、マグニチュード 7.6 とした。

なお、震源の北端は海岸線沿いに位置するが海域にはほとんどかからないため、津波を引き起こす可能性は低いと考え、津波による建物被害等の試算は行っていない。

サ 岩国－五日市断層帯(3 連動)の地震

地震調査研究推進本部の長期評価によると、岩国－五日市断層帯の各区間はそれぞれ別々に活動すると推定されるが、複数区間が同時に活動する可能性も否定できない。その場合にはマグニチュード 7.9～8.0 程度の地震が発生する可能性もある。

この場合の地震発生確率を求めることはできないが、各区間がそれぞれ単独で活動する確率より大きくなることはないと考えられるとしている。本調査では、3 区間が同時に活動する 3 連動についても、参考として評価する。

シ 安芸灘断層帯の地震

安芸灘断層帯は、広島県江田島市沖から山口県岩国市沖に分布する長さ約 26km の断層である。地震調査研究推進本部の長期評価では、平均活動間隔などから今後 30 年以内に地震が発生する確率を 0.1%-10%としており、日本全体の活断層のなかでは、発生確率が高いグループに属している。また、全体が一つの区間として活動した場合マグニチュード 7.2 程度の地震が発生する可能性があると考えられていることから想定地震として選定した。

想定規模は、同評価を踏まえてマグニチュード 7.2 とした。

なお、震源が海域に位置するため、地震に伴う海底変位（-0.1m～+0.2m 程度）が津波を引き起こす可能性を考慮し、津波による被害想定の対象とした。

ス 広島湾－岩国沖断層帯の地震

広島湾－岩国沖断層帯は、広島市沖から山口県岩国市の陸域にかけて分布する長さ約 38km の断層である。地震調査研究推進本部の長期評価では、最新活動時期、平均活動間隔が不明なため、今後の地震発生長期確率（今後 30 年間の地震発生確率）も不明となっている。しかしながら、同評価において全体が一つの区間として活動した場合、マ

グニチュード 7.5 程度の地震が発生するとされていることから、想定地震として選定した。

想定の規模は、同評価を踏まえてマグニチュード 7.5 とした。

なお、震源が海域に位置するため、地震に伴う海底変位（-0.2m～+0.1m 程度）が津波を引き起こす可能性を考慮し、津波による被害想定の対象とした。

セ 長者ヶ原－芳井断層の地震

長者ヶ原－芳井断層は、岡山県井原市芳井町から広島県福山市本郷町にかけて分布する長さ約 30km の断層である。地震調査研究推進本部の長期評価では、最新活動時期、平均活動間隔が不明なため、今後の地震発生 of 長期確率（今後 30 年間の地震発生確率）も不明となっている。しかしながら、同評価において全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード 7.3 程度の地震が発生するとされていることから、想定地震として選定した。

想定 of 規模は、同評価を踏まえてマグニチュード 7.3 とした。

なお、震源は海域にはかからないため、津波を引き起こす可能性は低いと考え、津波による建物被害等の試算は行っていない。

ソ 筒賀断層の地震

筒賀断層は、広島県山県郡北広島町から安芸太田町、廿日市市にかけて分布する長さ約 58km の断層である。地震調査研究推進本部の長期評価では、最新活動時期、平均活動間隔が不明なため、今後の地震発生 of 長期確率（今後 30 年間の地震発生確率）も不明となっている。しかしながら、同評価において全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード 7.8 程度の地震が発生するとされていることから、想定地震として選定した。

想定 of 規模は、同評価を踏まえてマグニチュード 7.8 とした。

なお、震源は海域にはかからないため、津波を引き起こす可能性は低いと考え、津波による建物被害等の試算は行っていない。

タ どこでも起こりうる直下の地震

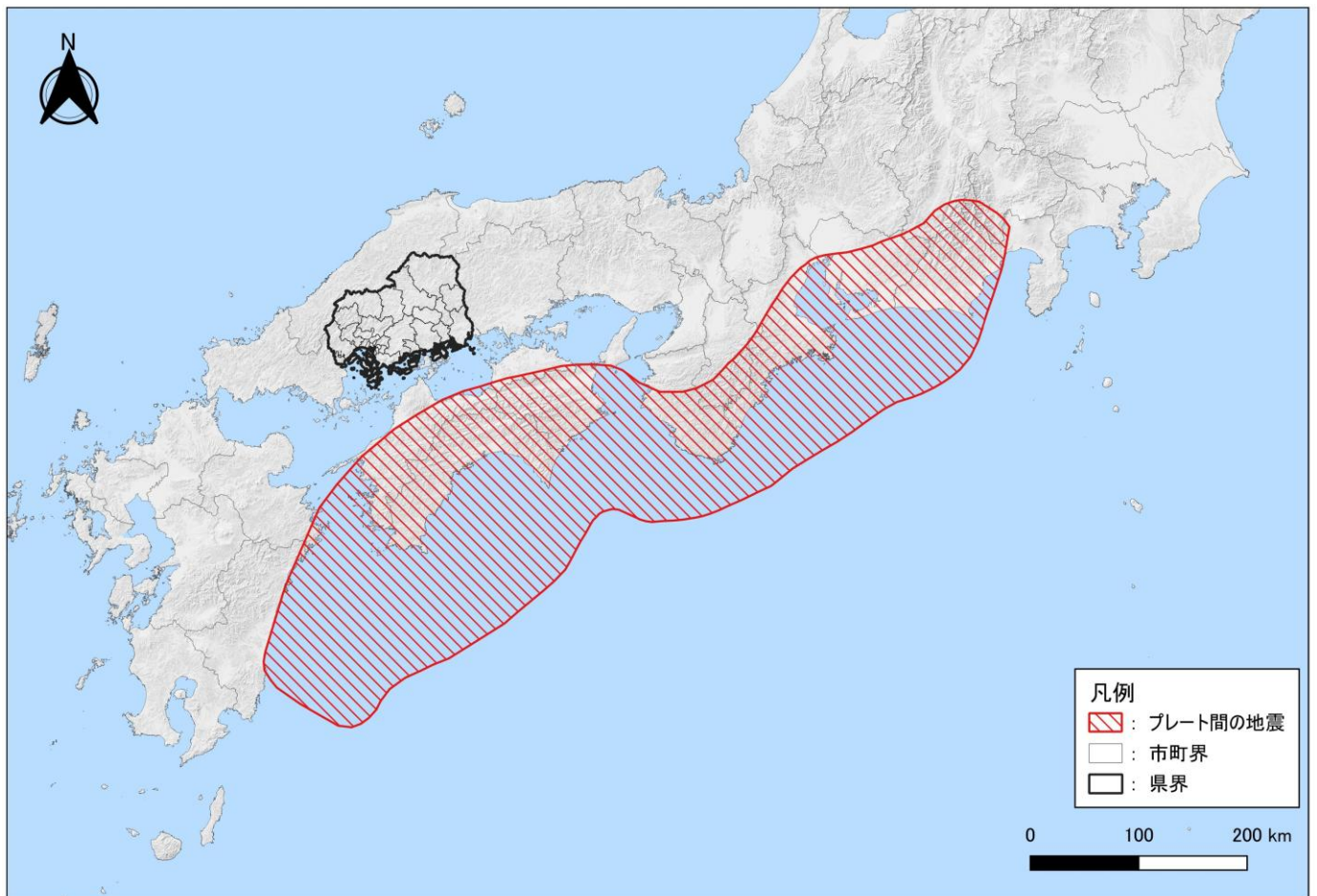
平成 30 年北海道胆振東部地震（マグニチュード 6.9）や平成 12 年鳥取県西部地震（マグニチュード 7.3）のように、明瞭な活断層が地表に存在せず、地震が発生しないと考えられていた地域でも、過去に地震が発生している。このため、これらの地震に備えるため、県内各市町役場の所在地に震源位置を仮定した 23 の地震を想定地震とする。

内閣府（2005）36 では、活断層が地表で認められない地震規模の上限を、防災上の観点からマグニチュード6 台の最大であるマグニチュード 6.9 として想定している。

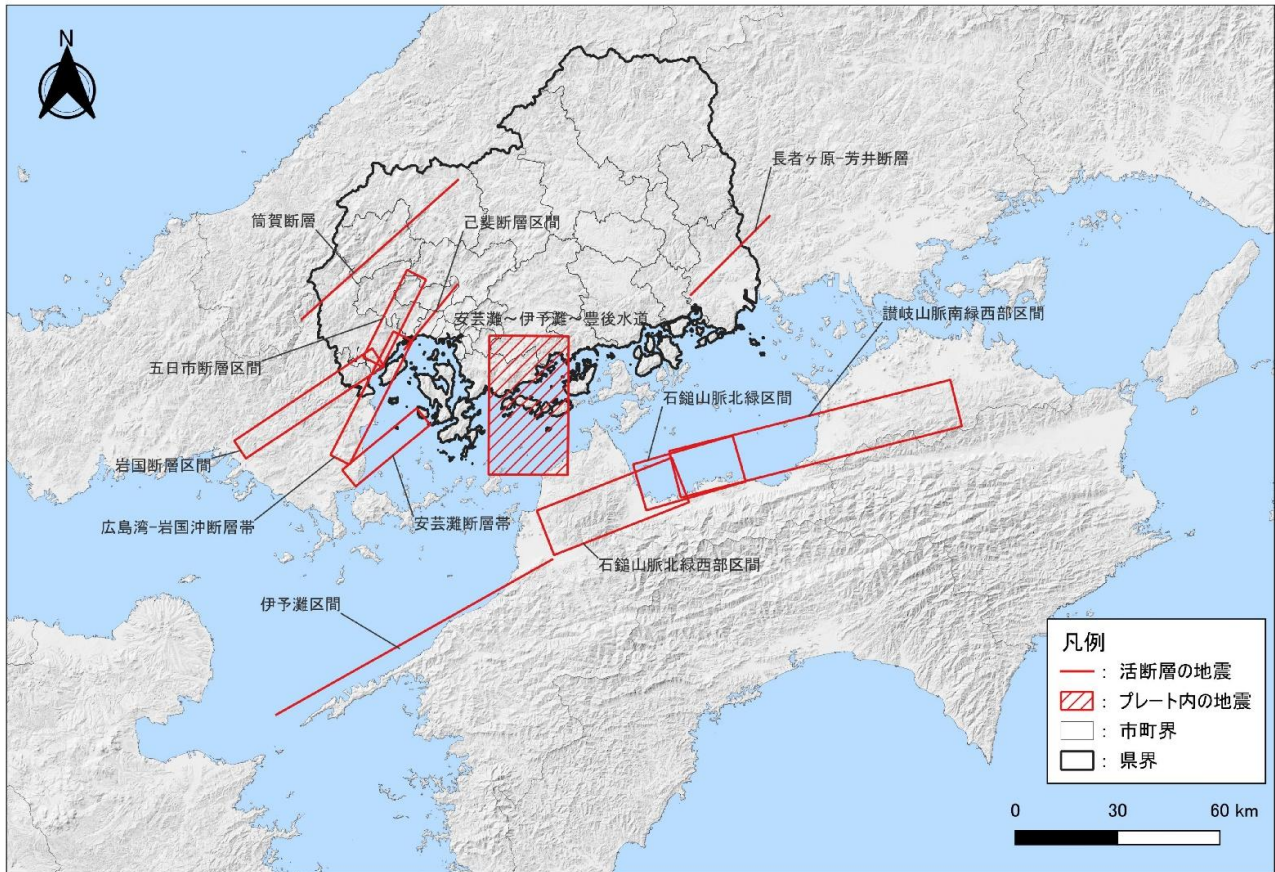
この想定を参考として、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震（どこでも起こりうる直下の地震）の想定規模をマグニチュード 6.9 とした。

なお、広島県及びその周辺の活断層の多くが北東－南西の走向を持つことから、この走向（45° ）を採用して配置した。

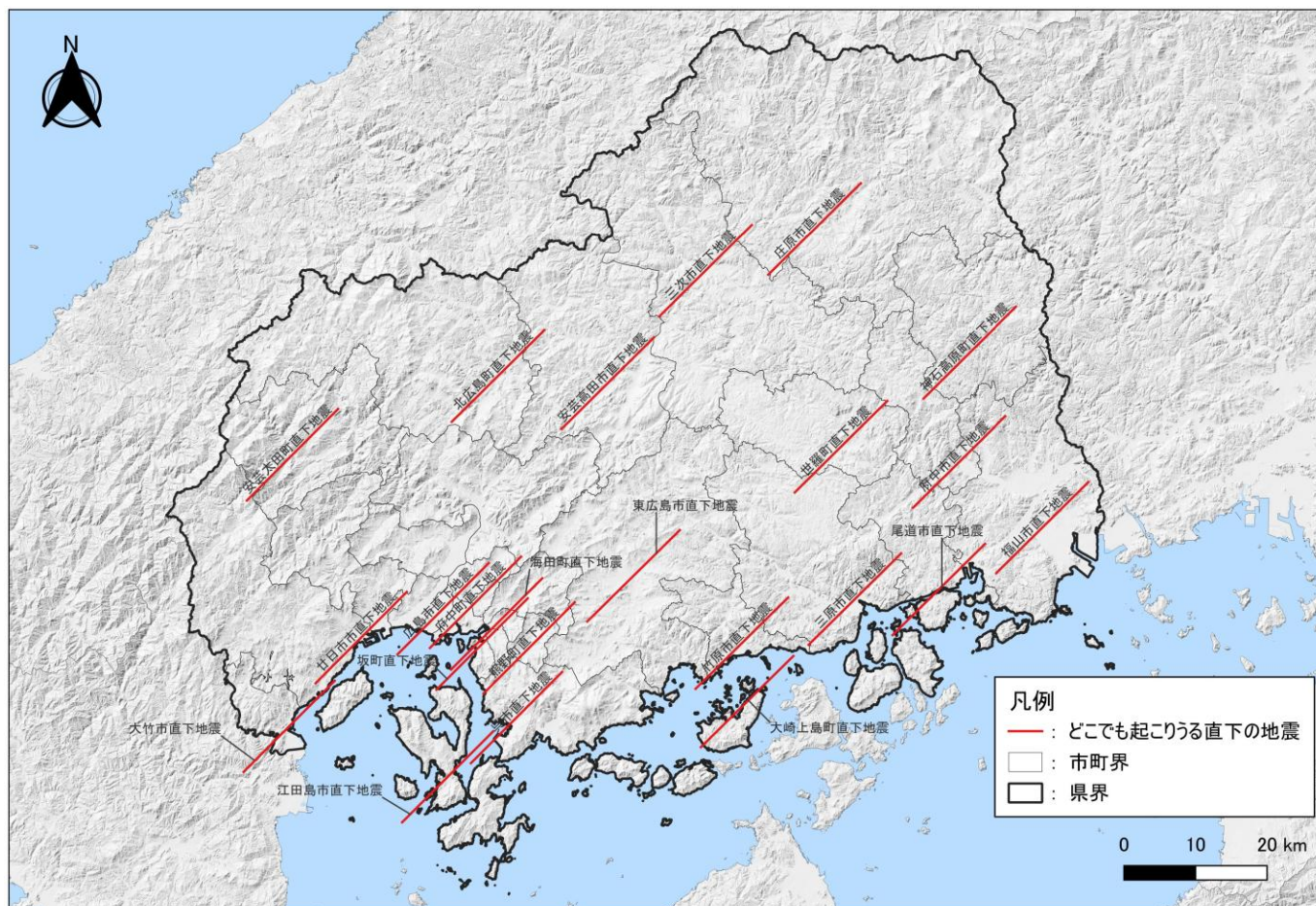
□ 南海トラフ地震の想定震源域



□ 想定される地震の位置（既に明らかになっている断層等を震源とする地震）



□どこでも起こり得る直下の地震



2 震度等の予測

(1) 震度

本町の想定される地震ごとの震度別面積割合は、次のとおりである。

表 震度別面積割合（海田町）

想定される地震	震度別面積割合（％）				
	4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強
南海トラフ地震	—	25.5	58.6	15.9	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道 の地震	—	—	33.7	48.6	17.8
中央構造線断層帯の地震 （讃岐山脈南縁西部区間）	100	—	—	—	—
中央構造線断層帯の地震 （石鎚山脈北縁区間）	100	—	—	—	—
中央構造線断層帯の地震 （石鎚山脈北縁西部区間）	100	—	—	—	—
中央構造線断層帯の地震 （伊予灘区間）	100	—	—	—	—
中央構造線断層帯の地震 （上記の 4 連動）	63.8	36.2	—	—	—
岩国一五日市断層帯の地震 （己斐断層区間）	—	1.8	56.5	41.8	—
岩国一五日市断層帯の地震 （五日市断層区間）	—	47.6	35.5	16.8	—
岩国一五日市断層帯の地震 （岩国断層区間）	—	74.2	25.8	—	—
岩国一五日市断層帯の地震 （上記の 3 連動の地震）	—	—	45.9	46.0	8.1
安芸灘断層帯の地震	46.7	53.3	—	—	—

広島湾―岩国沖断層帯の地震	—	52.5	47.5	—	—
長者ヶ原断層―芳井断層の地震	100	—	—	—	—
筒賀断層の地震	0.8	49.3	46.2	3.8	—
どこでも起こり得る直下の地震	76.4	12.1	7.4	3.6	0.5

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

(2) 液状化

想定される地震ごとの液状化の危険度を示すP L値は、次表のとおり。

表 P L値面積割合（海田町）

想定される地震	P L値 面積割合（％）					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
南海トラフ地震		35.8	—	18.9	45.3	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震		52.4	1.0	0.4	11.7	34.6
中央構造線断層帯の地震 （讃岐山脈南縁西部区間）		100	—	—	—	—
中央構造線断層帯の地震 （石鎚山脈北縁区間）		100	—	—	—	—
中央構造線断層帯の地震 （石鎚山脈北縁西部区間）		100	—	—	—	—
中央構造線断層帯の地震 （伊予灘区間）		100	—	—	—	—
中央構造線断層帯の地震 （上記の4連動）		68.9	24.0	7.1	—	—

岩国―五日市断層帯の地震 (己斐断層区間)		53.3	—	0.4	11.7	34.6
岩国―五日市断層帯の地震 (五日市断層区間)		53.3	—	12.1	6.2	28.4
岩国―五日市断層帯の地震 (岩国断層区間)		56.0	0.8	27.4	15.9	—
岩国―五日市断層帯の地震 (上記の3連動の地震)		52.4	1.0	0.4	11.7	34.6
安芸灘断層帯の地震		64.5	28.3	7.2	—	—
広島湾―岩国沖断層帯の地震		53.3	0.4	13.7	26.8	5.7
長者ヶ原断層―芳井断層の地震		100	—	—	—	—
筒賀断層の地震		53.3	1.2	13.9	27.8	3.8
どこでも起こり得る直下の地震		89.8	1.5	4.7	1.5	2.5

※1：被害想定調査による。

※2：PL 値による液状化危険度判定基準

液状化危険度	PL 値
液状化危険度が極めて高い	$30 < PL$
液状化危険度がかなり高い	$15 < PL \leq 30$
液状化危険度が高い	$5 < PL \leq 15$
液状化危険度が低い	$0 < PL \leq 5$
液状化危険度がかなり低い	$PL \leq 0$

(3) 津波

想定される地震のうち、南海トラフ地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、讃岐山脈

南縁西部の地震、石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震、安芸灘断層帯の地震、広島湾－岩国沖断層帯の地震、石鎚山脈北縁の地震、讃岐山脈南縁西部～伊予灘の地震について津波被害を想定した。

ア 最高津波水位、最大波到達時間及び津波影響開始時間

表 最高津波水位、最大波到達時間及び津波影響開始時間（海田町）

想定される地震	最高津波水位（T.P. m）		最大波到達 時間（分）	影響開始 時間（分）
		うち津波高さ（m）		
南海トラフ地震	3.6	1.4	242	57
瀬戸内海域断層等	3.0	0.8	166	49

※1：津波浸水想定について（解説）（令和7年10月 広島県）による。

※2：対象地震は、①南海トラフ地震、②安芸灘～伊予灘～豊後水道、③讃岐山脈南縁西部、④石鎚山脈北縁西部～伊予灘、⑤安芸灘断層、⑥広島湾－岩国沖断層帯、⑦縁、⑧讃岐山脈南縁西部～伊予灘を選定石鎚山山脈北

- ・最高津波水位：海岸線における最高の津波水位を標高で示したもの
- ・津波の高さ：津波水位に地殻変動量を考慮し、小数点以下を四捨五入した数値
- ・津波影響開始時間：シミュレーション結果をもとに、海域を伝播してきた津波により概ね海岸線において地震発生後に初期潮位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の水位変化が生じるまでの最短の時間。なお0分は地震発生直後に±20cmの水位変化があることを示す。

イ 浸水深別面積

想定される地震後との津波浸水深別面積は、次表のとおり。

表 津波浸水深別面積（海田町）

想定される地震	浸水深別面積（h a）				
	1 cm以上	30 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上
南海トラフ地震	244	231	166	39	0

安芸灘～伊予灘～豊後水道 の地震	205	177	96	4	0
中央構造線断層帯の地震 (讃岐山脈南縁西部区間)	146	115	31	1	0
中央構造線断層帯の地震 (石鎚山脈北縁区間)	135	106	23	1	0
中央構造線断層帯の地震 (石鎚山脈北縁西部区間)	136	108	25	1	0
中央構造線断層帯の地震 (伊予灘区間)	136	108	25	1	0
中央構造線断層帯の地震 (上記の4連動)	150	118	34	1	0
岩国一五日市断層帯の地震 (己斐断層区間)	—	—	—	—	—
岩国一五日市断層帯の地震 (五日市断層区間)	—	—	—	—	—
岩国一五日市断層帯の地震 (岩国断層区間)	—	—	—	—	—
岩国一五日市断層帯の地震 (上記の3連動の地震)	—	—	—	—	—
安芸灘断層帯の地震	132	104	21	1	0
広島湾一岩国沖断層帯の地 震	137	109	25	1	0
長者ヶ原断層一芳井断層の 地震	—	—	—	—	—
筒賀断層の地震	—	—	—	—	—

どこでも起こり得る直下の地震	—	—	—	—	—
----------------	---	---	---	---	---

表 津波浸水想定図



図 最大浸水深分布図 南海トラフ巨大地震

ウ 浸水による影響の評価

浸水想定結果をもとに、浸水深ごとにどのような被害が発生しうるか定性的に分析した。

一般的に浸水深 30 c m から人的被害が発生するとされているが、浸水に気づくタイミングとして浸水深 1 c m と津波に巻き込まれた者が全て死亡してしまうとされている浸水深 1 m 以上についても様相を記載した。

(ア) 地震発生 3 分後の堤防沈下によって浸水が開始する地域（揺れている時間に避難を開始しないと間に合わない可能性がある地域）

□ 浸水深 1 c m：地震の揺れが収まるとともに浸水が始まり、早期避難・用事後避難の余裕がなく、ほぼ全ての住民が浸水到達に気づいてからの避難（切迫避難）と同じような状況となってしまう。

□浸水深 30 c m : 30 c mの波が到達する時刻は、1 c m到達時刻とあまり差が無く、子ども、高齢者は津波に巻き込まれる方も発生する。垂直避難可能な住民は上層階に避難を行う。

□浸水深 1 m ~ : 浸水から逃げきれない住民は全て津波に巻き込まれてしまう。ただし、浸水深よりも高い位置に垂直避難できた住民は難を逃れる。長期湛水となった場合は垂直避難した住民が孤立する可能性がある。

(イ) 地震発生後 3 分後の堤防沈下の影響を受けずに津波が到達する地域（早期避難・用事後避難が十分に機能する地域）

□浸水深 1 c m : 早期避難・用事後避難を行った住民は避難済みであり、到達に気づいてから避難開始する住民が慌てて避難を開始する（切迫避難）又は避難しない人も存在する。

□浸水深 30 c m : 切迫避難となった住民（大人・子ども・高齢者）が津波に巻き込まれる。垂直避難可能な住民は上層階に避難を行う。

□浸水深 1 m ~ : 切迫避難で浸水から逃げきれなかった住民は全て津波に巻き込まれる。浸水深より高い位置に垂直避難できた住民は難を逃れる。長期湛水となった場合は垂直避難した住民が孤立する可能性がある。

3 被害想定

想定シーンは、建物被害、人的被害は、人的被害が最も大きくなる場合の被害想定を、それ以外の項目は一部※除き、それぞれの項目において最も被害の大きくなる冬 18 時、風速 11m / s の場合の被害を総括した。

(1) 人的被害想定結果

表 人的被害想定結果（海田町）

	死者（人）						負傷者（人）						要救助者（人）		災害関連死者*
	建物倒壊	土砂災害	火災	津波	ブロック塀等倒壊	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	津波	ブロック塀等倒壊	合計	揺れによる	津波による	
南海トラフ地震	2	0	0	188	0	190	32	0	0	152	0	184	22	4060	32～65
安芸灘～伊予灘～豊後水道	10	1	2	279	0	292	89	1	2	97	0	188	86	3639	28～57
中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁西部区間）	0	0	0	238	0	238	0	0	0	90	0	90	0	1708	14～28
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁区間）	0	0	0	164	0	164	0	0	0	103	0	103	0	1365	13～25
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部区間）	0	0	0	186	0	186	0	0	0	117	0	117	0	1481	13～26
中央構造線断層帯（伊予灘区間）	0	0	0	186	0	186	0	0	0	117	0	117	0	1481	13～26
中央構造線断層帯（上記の4連動）	0	0	0	264	0	264	0	0	0	93	0	93	0	1908	15～30
岩国―五日市断層帯（己斐断層区間）	3	0	2	0	0	5	43	0	1	0	0	44	37	0	9～17
岩国―五日市断層帯（五日市断層区間）	0	0	2	0	0	2	11	0	1	0	0	12	4	0	6～11
岩国―五日市断層帯（岩国断層区間）	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	4～7
岩国―五日市断層帯（上記の3連動の地震）	9	0	0	0	0	9	80	1	0	0	0	81	76	0	11～22
安芸灘断層帯	0	0	0	175	0	175	0	0	0	134	0	134	0	1250	13～25
広島湾―岩国冲断層帯	0	0	0	182	0	182	4	0	0	125	0	129	0	1448	16～33
長者ヶ原断層―芳井断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筒賀断層の地震	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	0	0	4～9
どこでも起こり得る直下の地震	653	35	44	0	0	732	7646	45	52	0	0	8475	—	—	—

※津波による人的被害の想定は、内閣府（2012）「南海トラフ巨大地震対策検討WG、建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要による」

※災害関連死者数は人的被害が最大となる津波ケースの冬18時の値とした。

(2) 建物被害

表 建物被害想定結果（海田町）

	全壊（棟数）					半壊（棟数）					火災による被害（件数・棟数）		
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	出火件数	残出火件数	焼失棟数
南海トラフ地震	36	110	2	372	519	247	475	4	1576	2302	0	1	21
安芸灘～伊予灘～豊後水道	179	118	7	103	407	571	514	12	1084	2179	0	1	21
中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁西部区間）	0	0	0	20	20	0	0	0	975	975	0	0	0
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁区間）	0	0	0	15	15	0	0	0	882	882	0	0	0
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部区間）	0	0	0	16	16	0	0	0	897	897	0	0	0
中央構造線断層帯（伊予灘区間）	0	0	0	16	16	0	0	0	897	897	0	0	0
中央構造線断層帯（上記の4連動）	0	12	0	22	34	0	81	0	987	1067	0	0	0
岩国一五日子断層帯（己斐断層区間）	71	118	5	0	193	374	507	9	0	890	1	1	21
岩国一五日子断層帯（五日子断層区間）	6	111	2	0	120	116	488	5	0	609	0	1	20
岩国一五日子断層帯（岩国断層区間）	0	87	1	0	88	24	378	2	0	404	0	0	0
岩国一五日子断層帯（上記の3連動の地震）	153	118	6	0	277	522	508	10	0	1039	0	0	1
安芸灘断層帯	0	8	0	14	22	0	63	0	842	905	0	0	0
広島湾一岩国沖断層帯	0	107	1	16	124	45	470	2	797	1315	0	0	0
長者ヶ原断層一芳井断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筒賀断層の地震	1	91	1	0	93	82	417	2	0	501	0	0	1
どこでも起こり得る直下の地震	9530	35719	402	—	45650	30296	97628	543	—	128468	37	35	1950

第1章 総 則

(3) ライフライン等の被害（発災直後）

表 ライフライン等被害想定結果（海田町）

	ライフライン被害（直後）					生活への影響								
	上水道	下水道	電力	通信	ガス	避難者数			帰宅困難者					
	断水人口	支障人口	停電軒数	不通回線	供給停止戸数	避難所	うち要配慮者	避難所外	帰宅困難者	滞留者	食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）	仮設トイレ（基）
南海トラフ地震	8735	5499	1179	409	0	8615	2171	4590	1445	1656	9563	19438	15715	99
安芸灘～伊予灘～豊後水道	9749	4334	467	165	0	7083	1785	4020	1445	1656	4050	2248	12651	73
中央構造線断層帯（讃岐山脈北縁西部区間）	340	244	60	21	0	3537	892	1769	0	0	0	0	5559	0
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁区間）	253	180	44	16	0	3185	803	1593	0	0	0	0	4855	0
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部区間）	274	120	48	17	0	3243	817	1621	0	0	0	0	4971	0
中央構造線断層帯（伊予灘区間）	274	120	48	17	0	3243	817	1621	0	0	0	0	4971	0
中央構造線断層帯（上記の4連動）	395	454	68	24	0	3750	945	1902	1445	1656	0	0	5984	0
岩国～五日市断層帯（己斐断層区間）	6343	2548	193	69	0	2108	531	1406	1445	1656	0	12264	2702	5
岩国～五日市断層帯（五日市断層区間）	2208	1141	143	51	0	1422	358	948	1445	1656	0	0	1329	0
岩国～五日市断層帯（岩国断層区間）	505	453	53	19	0	926	233	617	1445	1656	0	0	337	0
岩国～五日市断層帯（上記の3連動の地震）	8019	3293	237	84	0	2607	657	1738	1445	1656	0	17291	3700	18
安芸灘断層帯	338	414	42	15	0	3166	798	1604	1445	1656	0	0	4818	0
広島湾～岩国沖断層帯	1271	766	79	28	0	4063	1024	2227	1445	1656	0	0	6611	7
長者ヶ原断層～芳井断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筒賀断層の地震	1644	842	63	23	0	1100	277	733	1445	1656	0	0	685	0
どこでも起こり得る直下の地震	228786	108139	24236	7359	63460	236090	56737	1573936	126696	125751	555072	479025	431563	0

(4) 土砂災害危険箇所数

表 土砂災害危険箇所数（海田町）

	急傾斜崩壊 危険箇所数	地すべり危険 箇所数
南海トラフ地震	3	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	16	0
中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁西部区間）	0	0
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁区間）	0	0
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部区間）	0	0
中央構造線断層帯（伊予灘区間）	0	0
中央構造線断層帯（上記の4連動）	0	0
岩国一五日市断層帯（己斐断層区間）	10	0
岩国一五日市断層帯（五日市断層区間）	4	0
岩国一五日市断層帯（岩国断層区間）	1	0
岩国一五日市断層帯（上記の3連動の地震）	17	0
安芸灘断層帯	0	0
広島湾一岩国沖断層帯	2	0
長者ヶ原断層一芳井断層	0	0
筒賀断層の地震	1	0
どこでも起こり得る直下の地震	1651	0

<参考> 震度階級

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人がいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、本棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や本棚の本で落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。備え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

<参考> 震度の影響

震度	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート		ライフライン・インフラ等への影響	地盤・斜面等の状況
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
0	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断により行われる。	—
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—	ガスメーターの安全装置が作動し、ガスが遮断される。断水・停電が発生することもある。	亀裂や液状化が生じることがある。落石やがけ崩れが生じることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	安全のため、地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。地震管制装置付きのエレベータは、安全のため自動停止する。	
6弱	—	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	通信事業者により災害時伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が、みられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じることがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が、多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。	上記の全ての事象が生じる可能性がある。	

□木造建物（住宅）

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

□鉄筋コンクリート

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

（参考）使用にあたっての留意事項

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況によ

り被害は異なります。

- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

4 細部の被害想定

細部の地震被害想定調査及び津波浸水想定等は、「広島県地震被害想定調査報告書Ⅱ編 結果編」による。

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、複合的な災害発生時における町民の安全確保を図るため、災害発生時やその前後における迅速かつ正確な情報提供を行うとともに地元住民や関係機関等との連携を強化し協力体制を充実し、応急措置等の迅速かつ的確な実行を期する。又、災害に備えた計画的な備蓄と定期的な訓練の実施し、自助・共助の環境を醸成に努める。

第2節 地震に強い都市構造の形成《建設部》

町は、災害に強いまちづくりを推進するため、災害に強い都市構造の形成を目指す。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第4節【災害に強い都市構造の形成】に準ずる。

第3節 公共施設の点検整備《建設部》

1 道路・橋梁

災害時においてその機能が十分に発揮できるよう道路網図で指定された緊急道路を優先的に耐震点検し、他の道路も順次点検を行う。また、既設の橋梁については「道路橋示方書V耐震設計編」の基準に基づき点検を行うとともに、点検結果を踏まえ緊急度の高い順に落橋防止工事等の補強を講ずる。

2 河 川

地震による堤防決壊等の二次災害を防止するため、堤防強化等による耐震性の向上を図るものとし、河川管理者に対し整備の促進を要望する。

3 公園緑地

ちびっこ公園は、避難中継基地※の機能を、街区公園等は避難場所としての機能を担うとともに、緩衝緑地帯は避難路として重要な役割を担っていることから、これらの公園緑地の機能の充実と適切な維持管理を図る。

※避難中継基地とは、避難所等に避難する際、一時的に集合し、避難するための集団を形成する中継地点、また災害時の物資輸送の中継地点

第4節 建築物の安全化《建設部・教育委員会》

1 建築物の耐震・不燃化

建築物の不燃化及び耐震化を図り、安全な都市環境の実現を期する。

(1) 防災上重要な公共建築物の不燃化及び耐震化

ア 庁舎、公民館、学校等の防災上重要な公共建築物の不燃化及び耐震化を推進する。

イ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等の老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を推進する。

(2) 防火地域及び準防火地域の指定

都市の中心部等、建築物の密集した火災危険率の高い地域については、建築物の不燃化を促進し、市街地における火災の危険を防除するため、必要に応じ「防火地域」及び「準防火地域」を指定する。

(3) 一般建築物の耐震性促進

一般建築物のうち特に小規模建物には、木造住宅が多いため、地震に伴う火災等の二次災害の危険性が高い。これら一般建築物の耐震性については、広報等により広く町民の認識を図る。

2 落下防止対策等の促進

(1) 落下防止対策の周知

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の建築物の落下防止対策について、パンフレット等により啓発を行い、周知の徹底を図る。

(2) ブロック塀等の改修促進

ブロック塀、石塀等の倒壊による被害を防止するため、また、所有者による自主的な点検補強が図られるよう技術的な相談及び指導並びにパンフレット等による啓発を行い、危険なブロック塀等の改善の促進に努める。

第5節 危険物施設等の安全確保《広島市消防局》

危険物施設においては、地震による二次災害を防止するため、施設管理者に対し、予防規程に基づく震災関係の教育及び訓練の実施を指導する。また、大地震の発生に備え、事業所におい

ては、日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努めるものとする。

第6節 消防等防災施設の整備《総務部》

地震後に発生する火災は、災害を飛躍的に増大させることから、二次災害対策の中でも火災対策が最も重要であり、地震に伴う火災時における応急対策の万全を期するため、消防力等の整備など防災施設等の整備を図る。

1 消防資器材

平常時の火災とともに、地震火災による被害を最小限に抑えるため、消防用車両及び消火用資機材の整備並びに情報通信体制等の充実強化を図る。

2 消防水利

地震時には、地盤の変動による水道管の破損又は断水等により消防水利が使用不能となることが予想されるため、避難場所の小学校に飲料水兼用耐震性貯水槽を整備するよう努める。

また、プール及び自然水利等についても消防水利として活用できるよう整備を図る。

3 消防庫等

地震後の同時多発火災を防止するための火災予防啓発や、消防団と町民による初期消火などの活動を行うため、現在、可搬式消防ポンプ等を配備している消防庫を地区の消防防災拠点施設として位置付け、計画的に整備する。

4 防災資機材及び物資備蓄品

災害応急対策に必要な資機材、食糧及び生活必需品等の備蓄並びにこれらを備蓄するための倉庫の整備充実を図るとともに、有事に際しその機能を適切に発揮できるよう常時これらの点検整備を行う。また、必要に応じて緊急調達ができるよう入手経路を確立する。

第7節 ライフライン施設等の機能確保《上下水課、中国電力ネットワーク(株)広島ネットワークセンター、広島ガス(株)、N T T 西日本(株)》

1 上水道

(1) 対応方針

水道施設等の耐震化さらには応急給水及び復旧などの応急対策を図り、機能的な水道システムの構築に努めるとともに、これらの実施にあたっては、地震における水道施設の被害想定に基づく整備を図る。

(2) 地震に対する対応策の区分

ア 浄水場（取水・導水・浄水の各施設）

イ 配水池（配水池本体及び付近の地盤の状況）

ウ 配水設備（各送水ポンプ所、各増圧ポンプ所を含む。）

エ 臨時給水体制（給水車の確保等）

オ 復旧体制（指定工事事業者への復旧依頼、材料の手配等）

カ 順次対応可能な施策

（ア）地震を想定した物品の確保（ポリタンク、給水タンク、水中ポンプ等）

（イ）配水池及び配水管において、一方系統が被害を受け配水不能になった場合の連絡

(3) 上水道施設の耐震性向上

総合的な見地に立った施設の更新整備等を実施する。また、耐震化に関しては、早急に実施するもの及び計画的に実施すべきものを見極めて着実に実施する。

ア 浄水施設の整備

更新計画に基づき改修する。

イ 送・配水及び給水管路

送・配水及び給水管路は、町内全域に網目上に敷設されているが、地震によりこれらの管路の破損、漏水が想定されることから、次のような耐震化等を図る。

（ア）耐震管の使用

Φ75以上の管路の新設及び布設替えについては、耐震管を使用している。

（イ）老朽管の布設替

老朽管の布設替については、基幹管路を含め優先値の高いものから実施する。

（ウ）給水装置の耐震化

耐震性や可とう性などに優れているポリエチレン管を道路上の引込み管として採用し給水装置の耐震化を図る。

(4) 応急給水体制の整備

災害時の給水確保の面から、応急活動の体制構築については、（公社）日本水道協会等との連携を強化するとともに広域連携の取組の中でも広島県及び近隣市町との間で災害時等の相

互支援、相互応援の取組を強化に努める。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第11節第1（1）【応急給水体制の整備】に準ずる。

（5）資材の備蓄及び非常用電源の確保

町は、応急対策、復旧工事を迅速に行えるよう、平時から必要な資機材の確保・備蓄に努める。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第11節第1（2）【資材の備蓄及び非常用電源の確保】に準ずる。

2 下水道

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたっては、地域や地質の実情に応じて必要な対策を講ずる。

（1）下水道施設の維持管理

町は、非常時の応急対策、復旧対策に支障のないように下水道台帳、施設図面及び維持管理記録等を整備・管理する。

基本・風水害対策編 第2章第11節第2（1）【下水道施設の維持管理】に準ずる。

（2）下水道施設の耐震性向上

ア 重要幹線

重要幹線は、下水を輸送する根幹的な施設で常に下水が流下しており、被災すると補修、復旧に困難となるため、管きょ周辺の地盤対策、管きょ継手等の対策を実施して、耐震性の向上に努める。

イ その他の管路

必要に応じ管きょ周辺の地盤対策、管路施設の構造面の対策を講じ、被災しても下水の流下機能を確保できるよう耐震性の向上に努める。

（3）非常時配備体制等の整備

町は、非常時の配備体制表、緊急連絡体制表及び災害対応組織表をあらかじめ作成するとともに、被害調査用及び応急復旧用資機材等について、あらかじめ取得方法・保管場所等を定める。

3 電 気

（1）耐震性の向上

ア 変電設備については、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等にお

ける電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

イ 送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

ウ 地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

(2) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本として、配電線のループ化、開閉器の遠隔制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

基本・風水害対策編 第2章第11節第3(2)【災害復旧の迅速化】に準ずる。

(3) 電気設備予防点検

電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するように、定期的に工作物の巡視、点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用電気工作物を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

基本・風水害対策編 第2章第11節第3(3)【電気設備予防点検】に準ずる。

(4) 資機材の確保・輸送

地域的条件等を考慮して、緊急電力復旧のための発電機車をはじめ、応急復旧に必要な災害対策用資機材等の必要数確保する。

基本・風水害対策編 第2章第11節第3(4)【資機材の確保・輸送】に準ずる。

4 ガ ス

(1) ガス施設の耐震性向上

ガス設備全般について、ガス用ポリエチレン管の設置等、耐震性が確保できるように整備を推進する。また、既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて補強、更新を行うとともに、地震発生時の緊急対策として地震計や緊急遮断弁の整備を実施して、地震発生後の効率的な復旧対策のためガス管のブロック形成を行う。

(2) 連絡・通信設備

火災時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス施設の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

基本・風水害対策編 第2章第11節第4(2)【連絡・通信設備】に準ずる。

(3) 巡回点検

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁添架管及び浸

水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

基本・風水害対策編 第2章第11節第4（3）【巡回点検】に準ずる。

5 通 信

被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの複ルート化及び異ケーブルへの分散収容を推進する。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第11節第5【通信】に準ずる。

6 ライフライン事業者及び関係業者等の連携

各ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たっては関連業者との連携が必要不可欠であることから、平素から関連業者と災害時の連絡や連携の方法を申し合わせる等、速やかに応急対策を実施できる体制の整備を図るものとする。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第11節第6【ライフライン事業者と関連業者等の連携】に準ずる。

第8節 地震に強い組織体制の整備に関する方針

災害対策基本第5条の規定により、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関する計画を作成し、これを実施する責務を有していることから、地震直後の初動対応から復旧・復興に至るまで、行政が十分な応急対策及び復旧・復興対策を行うために、地震に強い組織体制を積極的に整備する。

第9節 災害応急体制の整備《総務部》

連絡手段及び参集手段の確保について重視するとともに、勤務時間外での海田町防災情報メール・電話の運用により、災害状況に応じた災害対策本部等体制の確立及び職員の参集体制の整備を図る。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第5節第1【職員の体制】に準ずる。

第10節 避難体制の整備《各部》

町は、拠点避難所、二次避難所、福祉避難所等、複層的に避難所を指定し避難システムを維持・

整備する。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第6節【避難体制の整備】に準ずる。

第11節 土砂災害警戒区域等の災害予防《総務部、建設部》

土砂災害警戒区域等の指定を受けた小学校区毎に、土砂災害警戒区域等、避難経路、避難場所等を記載したハザードマップを作成して住民に周知し、避難行動を振起する。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第2節第4（4）【危険区域（箇所）の住民への周知】に準ずる。

第12節 防災教育・訓練及び調査研究《各部》

1 防災教育

町及び防災関係機関は、災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、関係職員に対して専門的教育による防災知識の普及を推進し、相互協力のもと、町民に対して防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第7節第1【防災知識の普及】に準ずる。

2 防災訓練

地震災害について、定期的な防災訓練の実施に努め、地震災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。

（1）実施責任者

災害予防責任者

（2）実施内容

ア 町は、国、県、防災関係機関、自主防災組織及び住民等の協力により、総合的かつ実践的な防災訓練を実施する。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の搜索活動、食糧供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、他の都道府県との広域応援等とする。

想定する訓練地震は、南海トラフ巨大地震をはじめ、地震のタイプ及び地域の特性に応じたきめ細かい内容となるよう検討する。また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練を企画する。

イ 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

ウ 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

エ 職員の動員訓練

町及び防災関係機関は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

オ 通信運用訓練

町及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

カ 津波避難訓練

(ア) 町及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

(イ) 避難訓練の実施主体は、住民、消防署、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図る。また、観光客、釣り客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。

(ウ) 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認、水門・陸閘等の点検等を実施する。

キ 防災訓練に対する協力等

(ア) 町は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに積極的に協力する。

(イ) 各防災関係機関は、県や町が実施する防災訓練に積極的に協力する。

(3) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、町民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

イ 大規模災害発生時における県災害対策本部及び防災関係機関等との連携強化を図るための図上訓練

＜大地震発生時の心得＞

- (a) 屋内にいるときに大きな揺れを感じたときは、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末は、やけどをしないよう落ち着いて行うこと。
- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット及び防災行政無線により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (d) 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じた時又は弱くても長い時間のゆっくりした揺れを感じたら、津波の恐れがあるので直ちに高所へ避難すること。
- (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓からの割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機等の倒壊に注意すること。
- (f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地等で大きな揺れを感じたときは、山崩れ、がけ崩れの恐れがあるので注意すること。
- (g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (h) 避難時には、自宅の電源ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するように努めること。
- (j) 地震は突然襲ってくるため、日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、普段から携帯ラジオ、懐中電灯等の防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食糧・飲料水・生活必需品を備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得－陸地にいる場合＞

- (a) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。また、避難にあたっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

- (b) 地震による揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部

や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階以上）や高台などの安全な場所に避難すること。

（c）正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線及び広報車等を通じて迅速に入手すること。

（d）津波注意報でも、危険なので、海岸、川沿いには近づかないこと。

（e）津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあることから、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

＜津波に対する心得－船舶の場合＞

（a）強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

（b）地震による揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

（c）港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。

（d）正しい情報をラジオ、テレビ及び無線等を通じて入手すること。

（e）津波は繰り返し襲ってくるので、警報又は注意報が解除されるまで気を緩めないこと。

注1）港外：水深の深い、広い地域

注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

3 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮

基本・風水害対策編 第2章第7節第3【防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮】に準ずる。

4 防災に関する調査研究

各種災害について調査研究を進めるとともに、調査研究の結果について町民への適切な情報提供を行い、災害の未然防止に努めるほか、災害時における応急、復旧対策等に万全を期する。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第7節第4【防災に関する調査研究】に準ずる。

第13節 自主防災体制の整備《総務部》

町民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、防災関係機関のみならず、町民による防災組織や、企業等も加わった地域ぐるみの自主防災体制を確立することが必要であり、地域における自主防災組織の結成や企業等の自衛消防組織等の結成を促進し、町民等による防災行動力の向上を図る。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第8節【自主防災体制の整備】に準ずる。

第14節 要配慮者に係る災害の予防対策《企画部、総務部、町民生活部、福祉保健部、建設部》

町は高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設等の安全・避難対策、在宅の要配慮者への啓発等の対策を積極的に推進する。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第9節【要配慮者に係る災害の予防対策】に準ずる。

第15節 災害ボランティア活動の環境整備《福祉保健部》

災害時には、行政や関係機関による災害対応活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が不可欠であるため、町は、災害時において個人・団体等の市民ボランティアや企業等によるボランティア活動が円滑に行われるよう、日本赤十字社広島県支部や社会福祉協議会等と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第10節【災害ボランティア活動の環境整備】に準ずる

第16節 食糧・生活必需品等の備蓄《総務部》

町は、災害応急対策及び災害復旧資機材を計画的に整備する。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第12節【食糧・生活必需品等の備蓄】に準ずる。

第17節 保健衛生・防疫に関する活動《福祉保健部》

被災者の健康保持、地域の衛生管理のために必要な体制を確立する。

細部は、基本・風水害対策編 第2章第13節【保健衛生・防疫に関する活動】に準ずる

第1節 方針

大規模な地震災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、災害応急対策の推進に万全を期するために必要な職員の配備動員及び防災組織等に関して必要な事項を定める。

第2節 災害応急組織の編成・運用《各部》

1 震災対策組織

地震に対する震災応急対策の実施については、次の応急組織を編成して行う。

(1) 災害警戒本部

町長を本部長とし、総務部、建設部等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、地震発生直後の情報収集、巡視・警戒、被災調査、応急対策、避難誘導・避難所運営等及び関係機関への通報・連絡等を行うため設置し、地震による災害の発生を警戒し、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行う。

(2) 災害対策本部

町長を本部長とし、町の全組織で編成するものであり、地震による災害の発生を最小限にとどめるために設置し、人命救助その他震災応急対策活動を行う。

2 参集の伝達

防災課長は、災害等により出動基準となり職員を参集する場合は、参集計画に示す要領により迅速に伝達を行う。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第2節第2【参集の伝達】に準ずる。

3 災害警戒本部

町長を本部長とし、情報収集、応急対策に対応する組織を編成するものであり、災害発生後の情報収集、巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡、応急対策等を行うため設置し、風水害等の災害の発生を警戒し、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行う。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第2節第4【災害警戒本部】に準ずる。

4 災害対策本部

町長を本部長とし、町の全組織で編成するものであり、災害等による被害を最小限にとどめ、人命救助その他災害応急対策活動を行う。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第2節第5【災害対策本部】に準ずる。

第3節 情報の収集及び伝達《総務部》

1 方針

県内に地震が発生し又は地震により津波等が発生する恐れがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波予報、地震及び津波に関する情報（以下、「津波予報等」という。）並びにその他災害に関する情報の収集及び伝達に関し必要な事項を定める。

2 情報の収集・伝達手段

災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第3節第2【情報の収集・伝達手段】に準ずる。

3 町民等への災害情報の伝達

（1）防災行政無線及び緊急地震速報

災害時における町民への防災情報の伝達手段は、主として町防災行政無線（同報系）及び防災情報メール・電話を通じて行う。また、緊急地震速報等の時間的猶予のない情報を迅速かつ確実に町民へ周知するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を運用し、町民の避難等のために活用する。

（2）その他の伝達手段

上記の防災行政無線及び防災情報メール・電話を通じて行う放送を補完するものとして、インターネット、広報車等移動体、サイレンを活用する他、これらを組み合わせるなどして効果的な伝達を行う。

4 放送機関に対する放送要請

町長は、緊急を要する場合でかつ特別の必要があるときは、あらかじめ定めた手続きにより、NHK広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム放送株式会社等に災対法第56条に規定する伝達、通知又は警告について知事を通じて放送の要請を行う。

5 通信施設等が使用不能な場合の対処

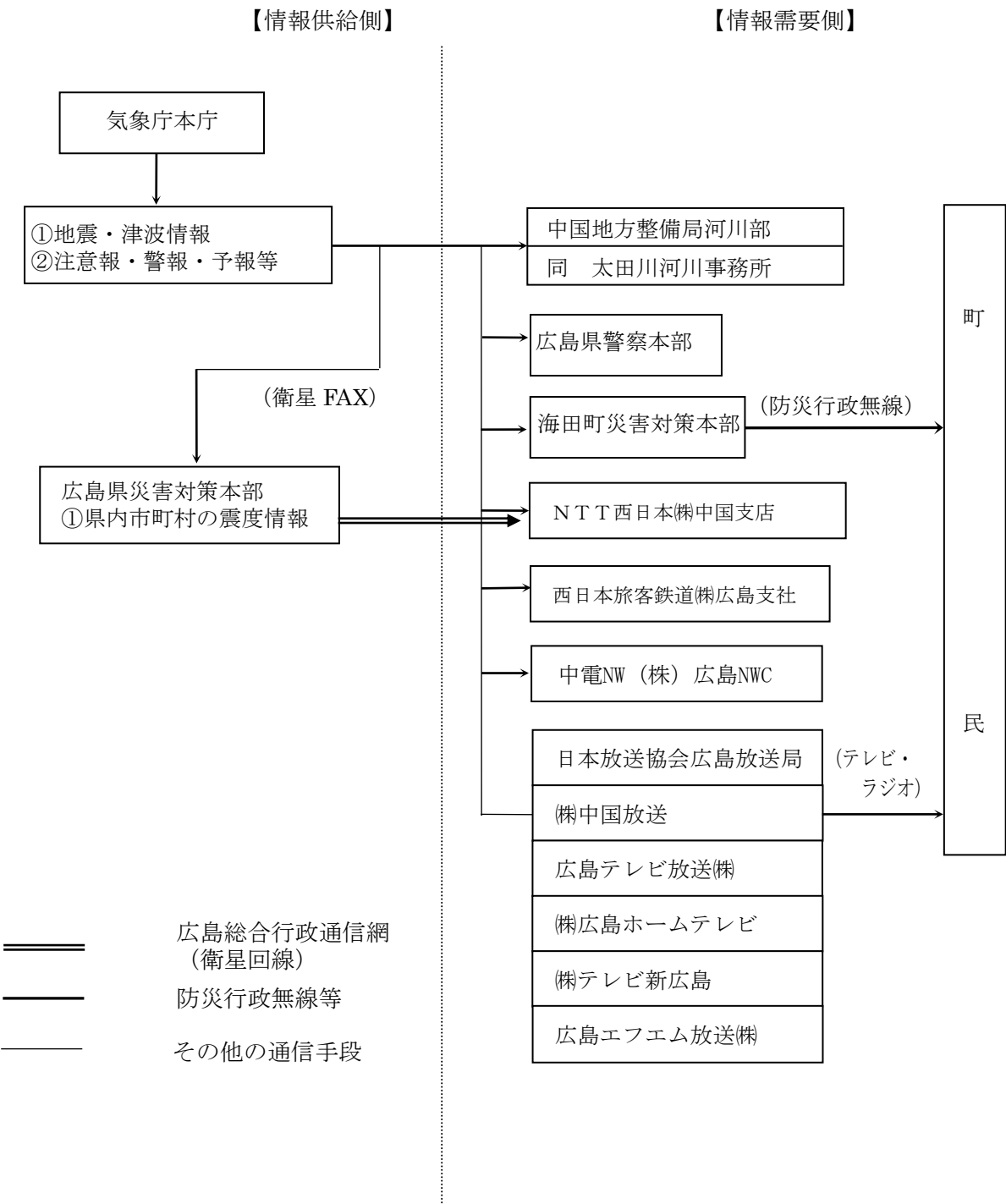
通信施設等の使用不能により、災害応急対策上必要な情報の収集・伝達等が困難な場合には、職員を伝令員として指名し、情報の収集・伝達等に従事させる。なお、伝令員として指名された職員は、徒歩、自転車、バイク、車両又は船舶等の有効な手段を活用し、情報の収集・伝達等に努める。

6 防災関係機関等との情報連絡

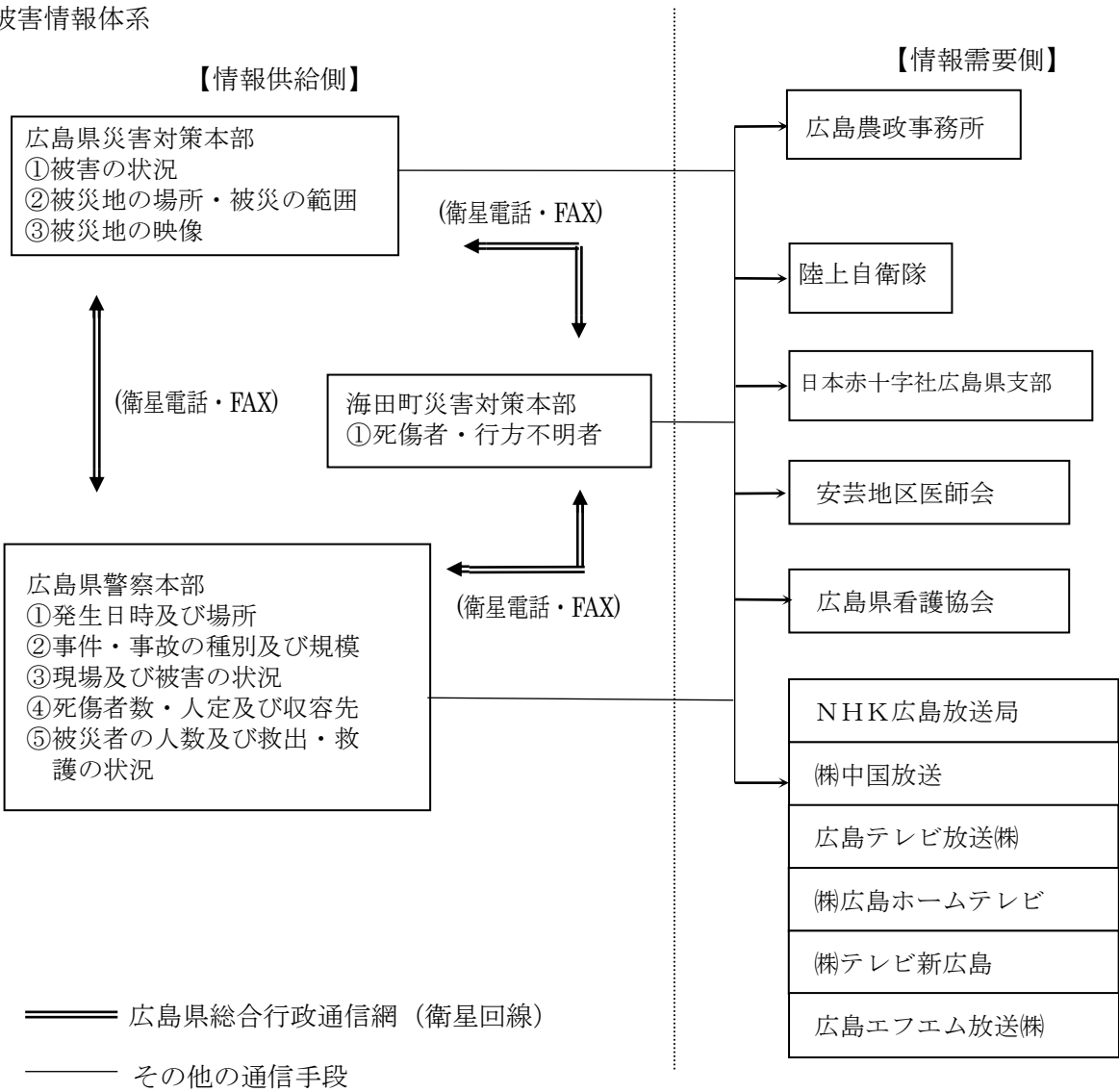
災害対策本部は、災害活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関との連絡を密にし、災害情報の迅速かつ的確な収集及び伝達を図るものとする。

そのための各種情報の体系は次のとおりである。(ただし、この体系図は、情報を把握している機関と情報を必要としている機関との関係を示したものであり、情報を把握している機関が次の機関に情報を伝達すべきことを示すものではない。)

津波予報、地震・津波情報体系



人的被害情報体系



7 被害状況の報告

基本・風水害対策編 第3章第3節第7【災害発生及び被害状況の報告・通報】に準ずる。

以下の各様式は、基本・風水害対策編に準ずる。

【表1】災害発生報告

【表2】被害総括表

【表3】人的被害情報（速報）

【表4】住家被害状況

第4節 災害広報の実施《総務部、各部》

1 広報活動

災害広報活動は、町民に対し災害に関する情報を提供し、パニック等の混乱防止、町民の生命の安全確保を目的として行う。

細部は基本・風水害対策編 第3章第4節第1【災害広報活動】に準ずる。

ただし、文中の「気象」を「地震及び津波」に読み替えるものとする。

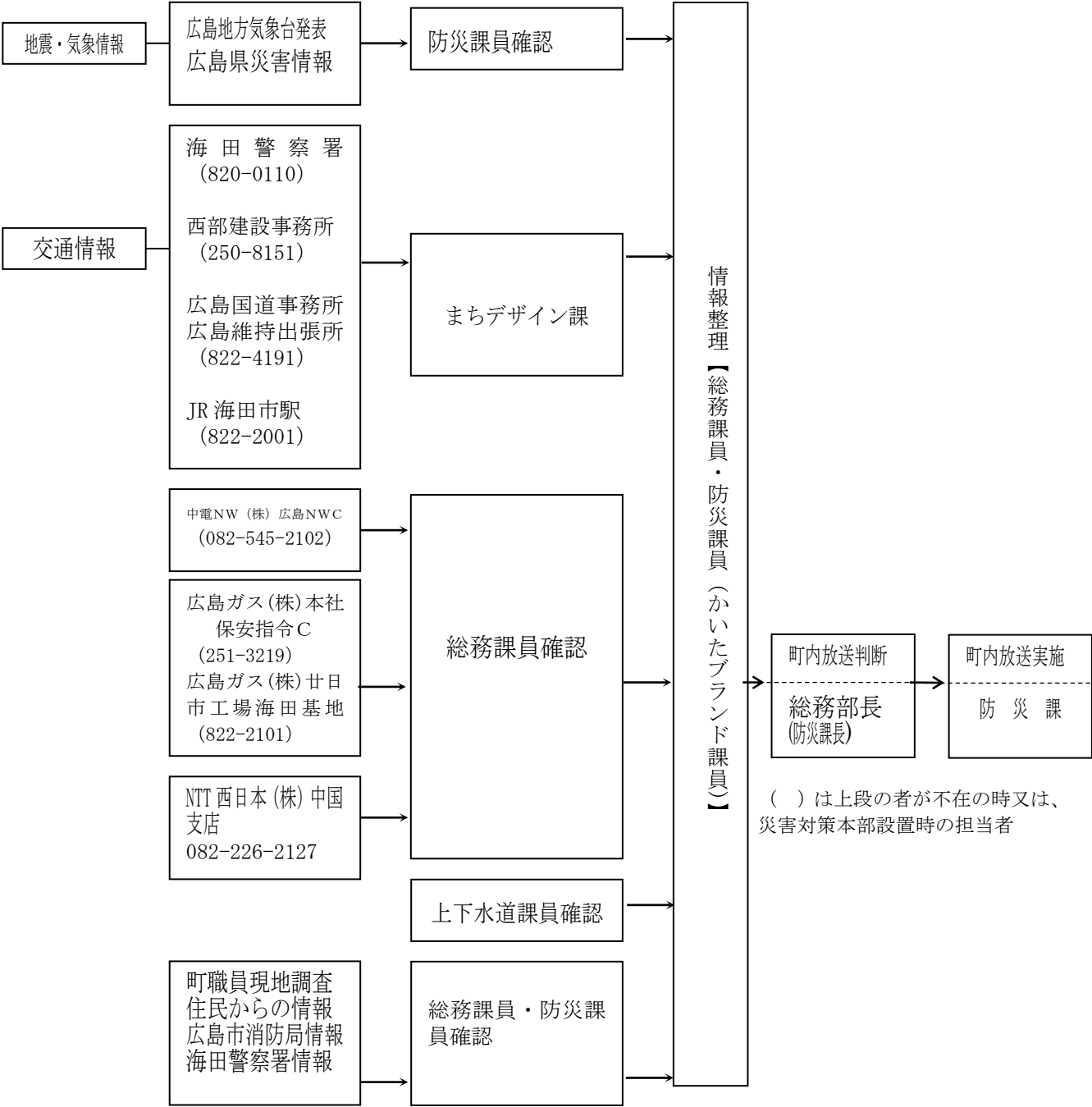
2 地震災害発生時の町内放送（震度4以上基準）

(1) 災害広報責任者

責任者（正）	総務部長
責任者（副）	防災課長

※勤務時間外で早急に放送する必要がある場合は、責任者の指示により宿直員が処理する。

(2) 情報収集・伝達フローチャート



3 広報状況の報告

広報を実施した場合又は町民からの要望・苦情・相談等を受けた場合、関係部班等の長は、その状況を総務部長へ報告する。

第5節 避難対策《対策総務部、対策福祉保健部、対策教育部》

災害が発生した場合において、差し迫った危険から町民の生命又は身体を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者を一時受入れるため、避難指示等の発令、避難誘導、避難対策等について定め、災害発生時において適切な措置をとるとともに、町民と一体となった訓練の実施に努める。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第5節【避難対策】に準ずる。

第6節 衣食等生活必需品の供給《対策総務部、対策町民生活部、対策福祉保健部》

災害によって、多数の町民が住家の倒壊・焼失により食糧・自炊手段・被服寝具、の他生活必需品を失った場合、被災者に対し速やかにこれらの応急配給を行うため必要な応急対策について定める。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第6節【衣食等生活必需品の供給】に準ずる。

第7節 給水及び上水道施設応急対策《対策建設部》

災害による上水道施設の破損又は飲料水の汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない住民等に対し、応急資機材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに上水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第7節【給水及び上水道施設応急対策】に準ずる。

第8節 ライフライン施設応急対策

《中国電力ネットワーク㈱広島ネットワークセンター、広島ガス㈱、NTT西日本（株）西日本》

基本・風水害対策編 第3章第8節【ライフライン施設応急対策】に準ずる。

第9節 消防活動対策《対策総務部、消防部、広島市消防局》

大規模災害発生時に、消防の施設・装備・人員を最大限に活用し、火災等の災害から町民の生命・身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るため、迅速に消防活動体制を確立する。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第9節【消防活動対策】に準ずる。

第10節 救難対策《対策建設部、消防部、広島市消防局、海田警察署、広島海上保安部》

災害による家屋等の崩壊、がけ崩れ及び津波等により多数の要救助者が発生した場合には、町広島市消防局、県、海田警察署、広島海上保安部及びその他の防災関係機関は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第11節【救難対策】に準ずる。

第11節 医療・救護対策《対策総務部、対策福祉保健部》

災害のため、負傷者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、町内の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、町内の医療能力だけでは全ての負傷者に対応できない場合においても、住民に十分な医療救護、助産が提供できるように努める。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第12節【医療・救護対策】に準ずる。

第12節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬対策《対策町民生活部》

災害により死亡者が発生した場合、県及び関係機関と連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第13節【遺体の搜索、取扱い、埋火葬対策】に準ずる。

第13節 防疫及び保健衛生対策《対策福祉保健部》

災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生又は発生の恐れがある場合に、発生の予防と蔓延防止を図る。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第14節【防疫及び保健衛生対策】に準ずる。

第14節 清掃対策《対策総務部、対策町民生活部、対策建設部》

災害時に被災地域の環境衛生に万全を期するため、ごみ、し尿等の廃棄物処理を適正に行うとともに、道路、住家等に運び込まれた土砂・がれき等の障害物除去を実施することで、緊急交通路や必要最小限の町民生活を確保する。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第15節【清掃対策】に準ずる。

第15節 下水道施設応急対策《対策建設部》

災害発生時に下水道施設が被災した場合は、汚水・汚物等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、感染症が発生しやすくなるので、速やかに施設の応急復旧を図る。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第16節【下水道施設応急対策】に準ずる。

第16節 輸送対策《対策総務部》

災害が発生した場合、災害応急対策の実施に必要な人員及び資機材等の輸送を各機関及び運送事業者等の保有する車両、船舶、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

第17節 ヘリコプターによる災害応急対策《対策総務部》

大規模な地震災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県及び広島市は、ヘリコプターの保有機関として、その特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、防災ヘリコプター及び消防ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動行う。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第18節【ヘリコプターによる災害応急対策】に準ずる。

第18節 警備・交通規制・交通確保対策《対策総務部、対策建設部、海田警察署》

海田警察署は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、早期に災害警備体制を確立して、情報の収集に努め、町民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第19節【警備・交通規制・交通確保対策】に準ずる。

第19節 住宅等応急対策《対策建設部》

災害により住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として受災後、国より通知される要件に該当し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を建設するとともに、住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力によって応急修理ができない者を対象に住家の応急修理をし、被災者の居住の安定を図る。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第20節【住宅等応急対策】に準ずる。

第20節 文教対策《対策教育部》

災害が発生した場合において、児童・生徒の安全を確保し、災害後の児童・生徒の精神的な不安感の解消に努めるとともに、文教施設の保全、応急教育の実施その他必要な事項について定め、これらを円滑に遂行する。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第22節【文教対策】に準ずる。

第21節 要配慮者対策《対策福祉保健部、対策教育部》

町は、災害が発生した場合には、県と連携し、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、災害ボランティア等の協力を得て、要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を実施し、その結果を県に速やかに報告する。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第23節【要配慮者対策】に準ずる。

第22節 災害救助法の適用等《各部》

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第24節【災害救助法の適用等】に準ずる。

第23節 応援要請及び協力要請《対策総務部》

災害が発生した場合において、町の災害対策能力をもってしても対処し得ない場合、他の地方

公共団体等への応援要請並びに民間団体等への協力を要請する。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第25節【応援要請及び協力要請】に準ずる。

第24節 災害ボランティアとの連携《対策総務部、対策福祉保健部、社会福祉協議会》

町は災害時における県内外からの災害ボランティアの受入体制を確保し、効果的にボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、ボランティア活動が円滑に実施できるよう努める。

細部は、基本・風水害対策編 第3章第26節【災害ボランティアとの連携】に準ずる。

方針

災害に対する応急対策を行った後において、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金又は被災者の生活の安定、生業の維持、回復に要する資金の確保等について必要な事項を定め、災害復旧の迅速かつ完全な実施を図る。

細部は、基本・風水害対策編 第4章【災害復旧計画】に準ずる。

第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、発生が想定されるあらゆる地震・津波災害に対処するため、処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、町民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震・津波災害対策を総合的に推進する。

1 推進方法

この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。

2 修正

この計画は、防災関係機関の地震・津波災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 津波防災体制及び活動

地震の発生に伴う津波被害等を軽減するため、町域内の活動が十分に行い得る体制を防災関係機関と相互に協力し、確立する。

1 確保すべき体制

- (1) 水防上必要な巡視の体制
- (2) 水門、ひ門に対する操作の体制
- (3) 危険箇所に対する応急工作の体制
- (4) 水防上必要な資機材の調達
- (5) 水防管理団体相互の協力及び応援

2 活動内容

(1) 河川、海岸、急傾斜地等

地震が発生した場合、町は所管区域内の河川、急傾斜地の指定区域、ため池等を巡視し、被害状況及び水防上の危険箇所を調査するとともに、調査結果を速やかに各種の河川管理者

等に連絡する。

著しい危険が切迫していると認められるときは、町は、必要とする区域の居住者に対し、水防法第22条による避難のための立退の指示を行う。立退の指示を行う場合は、その旨を海田警察署長に通知し、警察官の応援を要請する。

(2) 水門、ひ門の操作

ア 津波警報が発表された場合は、直ちに全門を閉鎖し、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉の適正な開閉を行うものとする。

イ 地震が発生し、津波の恐れがある場合は、水位の変動等に注意し、状況に応じて直ちに門扉等の適正な開閉が行えるよう準備する。

(3) 応急工作

応急工作出動の指示を受けた職員は、地震により堤防が被害を受け、危険と思われる場合は、応急工作を講じ、その旨を県へ連絡する。この際、応急工作の実施にあたり特に専門的技術を必要とするときは、その技術を指導するため、あらかじめ指名した職員を派遣する。

(4) 資機材の調達

資機材は、原則として水防倉庫にある資機材を使用するが、不足する場合は、県等に応援要請を行う。

第4節 既往地震・津波の概要及び津波被害想定

1 方針

広島県の「津波浸水想定図（令和7年10月）」を活用し、地震・津波被害想定する。

2 津波対策の考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示しました。この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。

一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」

(L2津波)です。

もう一つは、海岸堤防などの構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」(L1津波)です。

今般、「広島県地震被害想定調査検討委員会」(学識者等で構成)において検討を行い、「最大クラスの津波」(L2津波)に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定」を作成した。

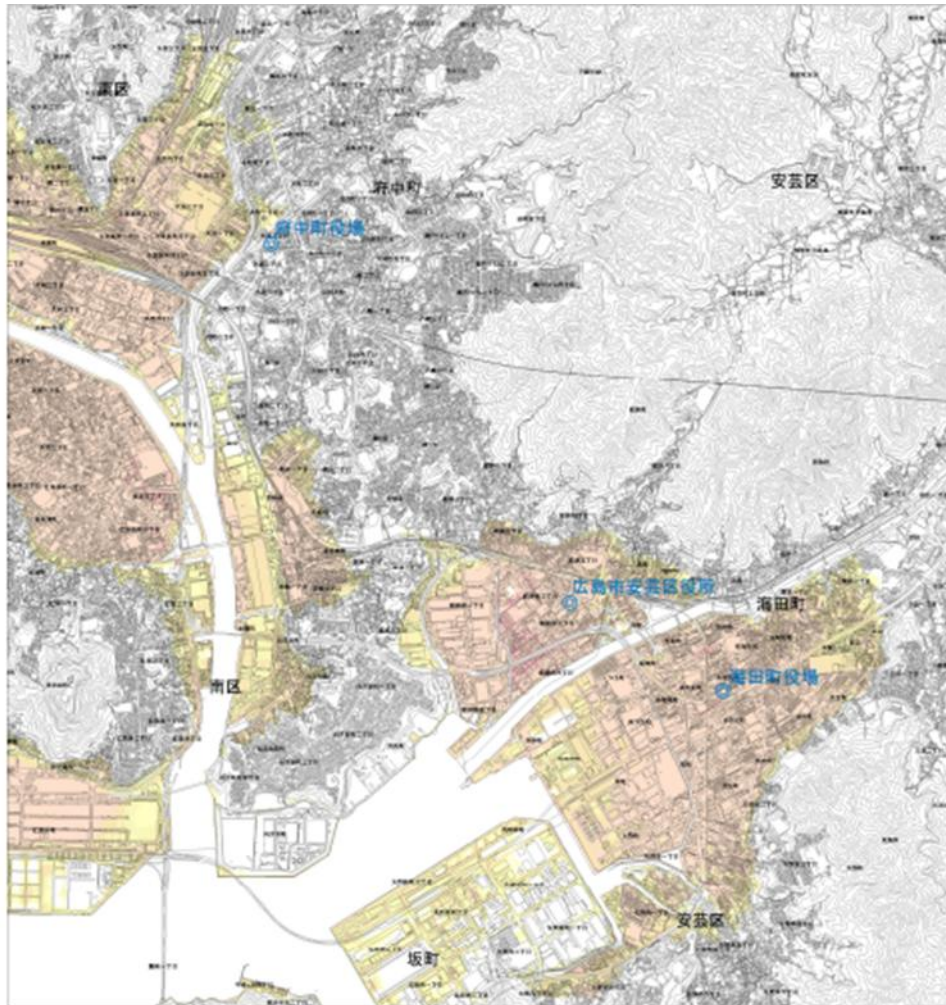
津波対策を講ずるために想定すべき津波レベルと対策の基本的な考え方
今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。 【最大クラスの津波 (L2津波)】 ☐ 津波レベル 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大に大きな被害をもたらす地震 ☐ 基本的な考え方 ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードのとりうる5段階を尽くした総合的な対策を確立していく。 ・被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備や避難経路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。 【比較的発生頻度の高い津波 (L1津波)】 ☐ 津波レベル 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(数十年から百数十年の頻度) ☐ 基本的な考え方 ・人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備していく。 ・海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物への改良も検討していく。

3 津波浸水想定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したもので、最大クラスの津波は、現在の科学的知見を

基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。

【津波浸水想定図】



この地図は国土地理院長の承認を得て、数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報)を使用した。
測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 7.Hs 314



作成者：広島県危機管理課
作成年月：令和7年10月

浸水面積（最大の場合）

市町名	浸水面積（h a）				
	1 cm 以上	30 cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上
海田町	244	231	166	39	0
広島市	3837	3450	2340	1141	1
呉市	1036	725	210	46	0
竹原市	418	357	190	103	0
三原市	732	574	293	146	0
尾道市	1123	884	458	255	0
福山市	3311	2971	2181	1242	1
大竹市	417	338	188	33	0
東広島市	129	104	46	17	0
廿日市市	253	159	30	2	0
江田島市	522	427	162	26	0
府中町	77	64	23	0	0
坂町	125	83	18	5	0
大崎上島町	313	252	116	55	0
県全体	12536	10617	6421	3111	3

津波浸水想定について（解説）令和 7 年 10 月 31 日広島県

- ※ 1 河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。
 ※ 2 四捨五入の関係で合計と面積が合わない場合がある。

(3) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

ア 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※1）		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)（※2）
		うち津波の高さ (m)		
海田町	3.6	1.4	242	57
広島市	3.6	1.4	242	36
呉市	3.7	1.5	241	10
竹原市	3.3	1.2	368	15
三原市	3.3	1.2	211	19
尾道市	3.3	1.2	309	20
福山市	3.4	1.2	217	17
大竹市	3.3	1.3	217	26
東広島市	3.1	1.0	374	25
廿日市市	3.5	1.5	218	23
江田島市	4.0	1.8	249	28
坂町	3.6	1.4	240	55
大崎上島町	3.3	1.2	372	28

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

イ 瀬戸内海域活断層等

瀬戸内海域活断層等による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※ 1）		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)（※ 2）
		うち津波の高さ (m)		
海田町	3.0	0.8	166	49
広島市	3.1	0.8	170	7
呉市	3.1	0.9	157	9
竹原市	3.0	0.9	457	15
三原市	2.8	0.6	93	21
尾道市	2.9	0.8	102	15
福山市	3.3	1.1	77	26
大竹市	2.5	0.4	182	1
東広島市	2.9	0.4	67	19
廿日市市	2.6	0.6	162	21
江田島市	3.0	0.8	156	11
坂町	3.0	0.8	164	38
大崎上島町	3.0	0.8	78	20

※ 1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※ 2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 c mの変化が生じるまでの時間

【参考】用語の解説

① 浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

② 浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

③ 津波水位

津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高※で表示）

※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示。

④ 津波の高さ

津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差

⑤ 最大波到達時間

津波の最高到達高さが生じるまでの時間

⑥ 津波影響開始時間

海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位）の変化が生じるまでの時間

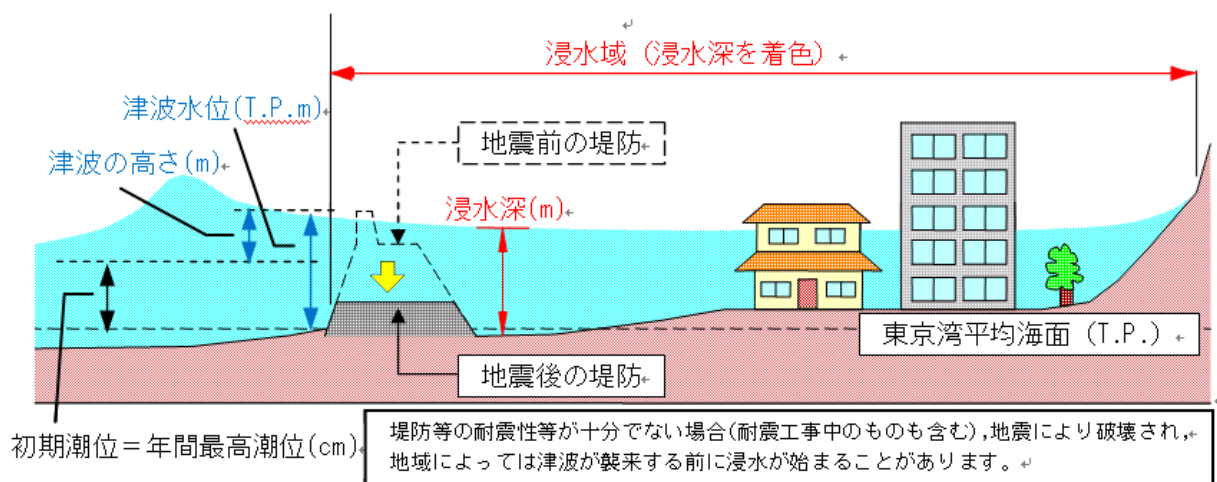
⑦ 水位変動

津波による水位変化の様子

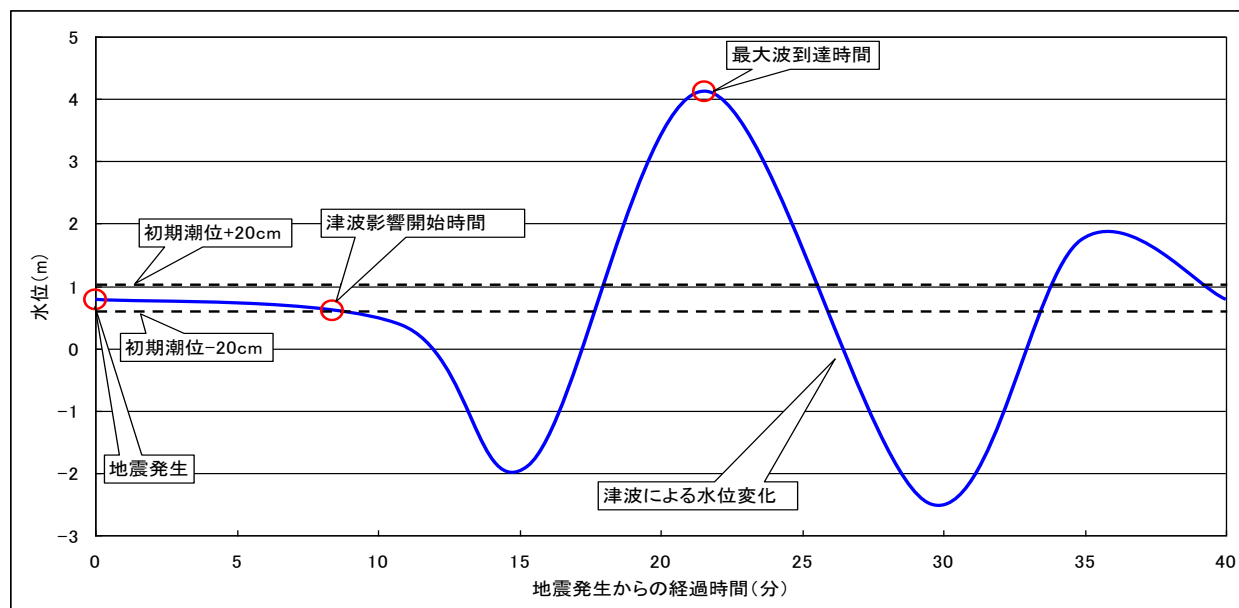
⑧ 浸水面積

津波によって浸水する陸域の面積

「津波水位」の定義（広島県）



各用語の模式図



第5節 津波災害予防

地震に伴い発生が予想される津波に対し、被害を最小限にとどめるための施設整備の推進等を図る。

1 防波堤、護岸等の点検、整備に関する対策

- (1) 護岸等の点検を随時行う。
- (2) 護岸等の点検の結果、当該施設の安全性、有効性に問題があると判断した場合は、改修、補強等の措置を県に要望する。

2 津波情報受伝達に関する対策

- (1) 気象業務法で定める津波に関する予報の種類、標識（鐘音、サイレン）について、その周知徹底を図る。
- (2) 津波警報等の迅速、確実な伝達を期するため、防災行政無線の充実を図るとともに広報車、サイレン等の広報媒体の確保を図る。
- (3) 津波注意報等が発令された場合や震度4以上の地震が観測された場合における海面情報収集体制の整備を図る。

3 津波避難計画の作成

- (1) 津波来襲時に、町民が的確な避難を行うことができるよう、津波により浸水の可能性がある区域の事前把握に努めるとともに、町民へ周知を図る。
- (2) 津波により避難が必要となることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の避難所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成し、必要に応じて修正する。
また、避難対象地区については、各種防災施設の整備状況や、被害想定の実施等による検証を通じて見直しを行う。
- (3) 自主防災組織、自治会等が自主的に津波避難計画を作成する場合、資料提供、助言等の支援を行う。

第6節 津波警報等の伝達

1 方針

町内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 県内の地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動及び津波の観測施設

県内には、地震観測装置が庄原市西城町熊野、府中市上下町矢多田、北広島町都志見及び呉市倉橋町鳶ヶ巣の4箇所に設置され、このうち府中市上下町矢多田を除き震度の観測を行っている。このほか計測震度計が広島市中区上八丁堀、呉市宝町、福山市松永町、三次市十日市中、北広島町有田、東広島市黒瀬町、三原市円一町及び広島空港の8箇所に整備され、震度の観測を行っている。

また、広島港には巨大津波観測計（2 m以上の津波を検知）を設置している。

イ 県が行う地震動の観測

県は、県内各市町に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

ウ 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

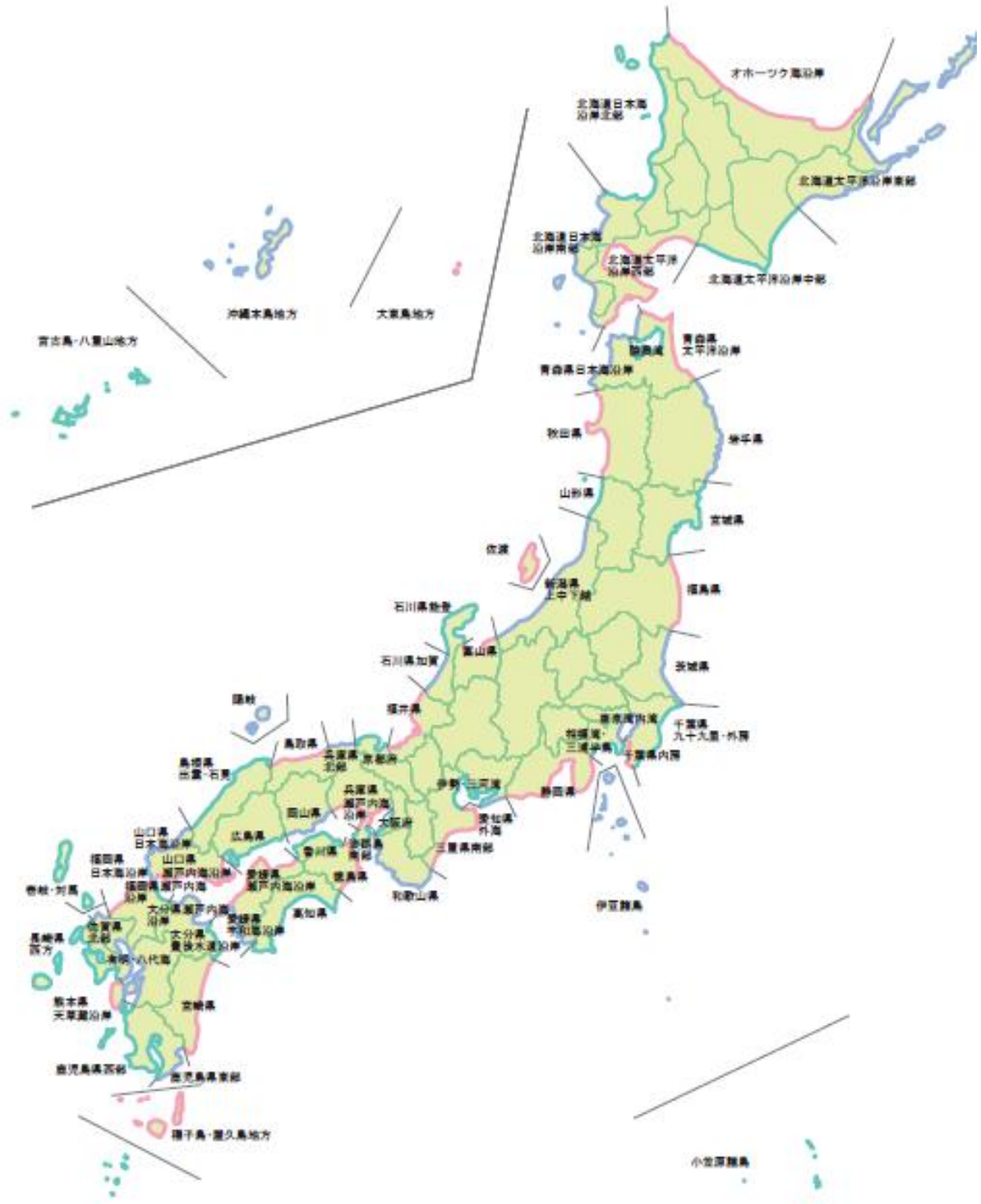
防災科学技術研究所は、全国に強震動観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。この観測点のうち県内に設置された以下の20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。

（三次市三次町、三次市甲奴町図書館、庄原市西城町大佐、庄原市東城町、庄原市高野町、北広島町豊平郵便局、北広島町川小田、安芸高田市向原郵便局、三原市館町、尾道市長江、尾道市因島土生町、広島市中区羽衣町、世羅町東神崎、神石高原町油木、廿日市市大野、福山市東桜町、府中市府川町、東広島市西条栄町、呉市中央、竹原市中央）

(2) 津波予報区

日本沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられており、広島県は、全域が一つの予報区であり、その名称は「広島県」である。

【津波予報区】



(3) 津波警報等の種類及び内容

ア 種類

(ア) 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

(イ) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 津波警報・注意報

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報(津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m超	巨大
			10m	
			5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	1m	(標記しない)

- 注) 1 津波による災害のおそれなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 マグニチュードが8を超えるような巨大地震は地震の規模が数分内に制度よく推定されることが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな津波が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(イ) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア 伝達基準

(ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき。

(イ) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(ウ) その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

イ 地震津波に関する情報の種類及び内容

	情報の種類	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名(全国を190に区分)と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
津波情報 (注2)	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

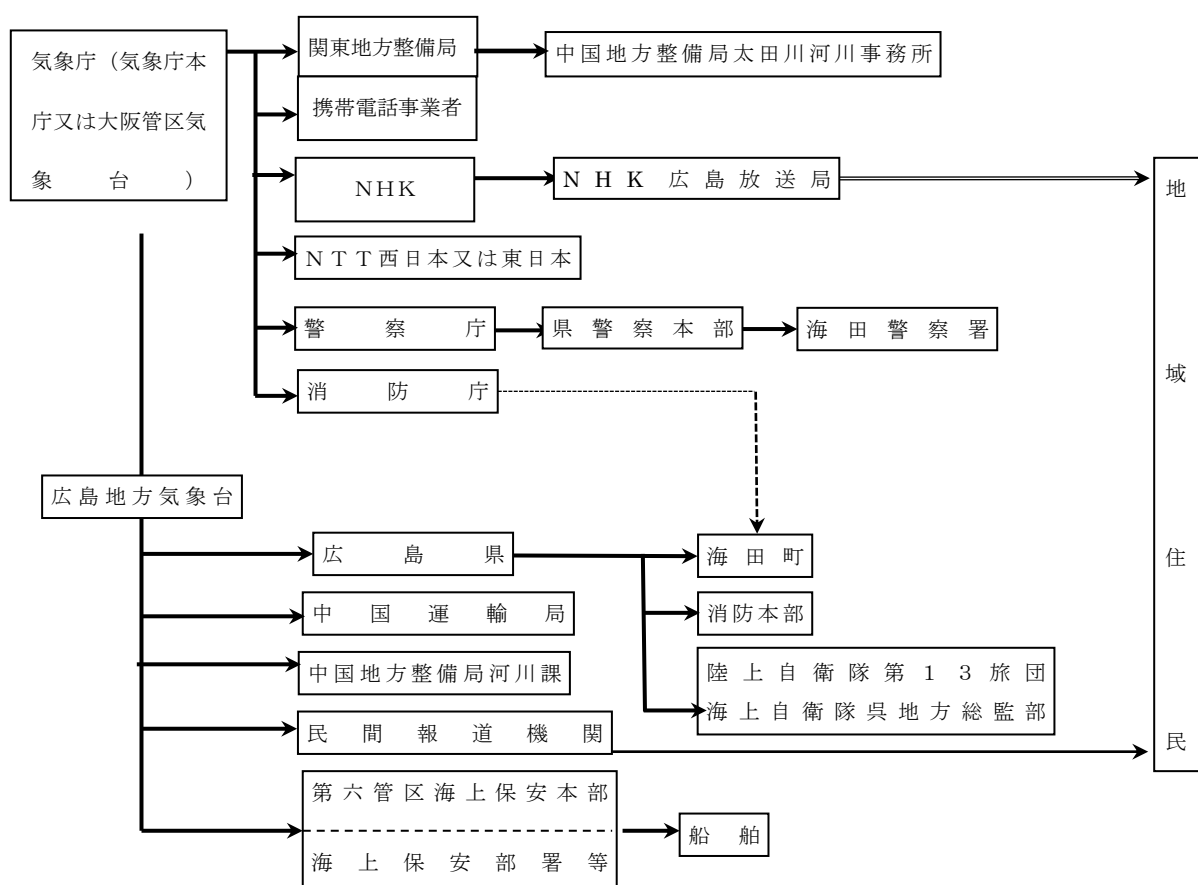
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表
--------------	--

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

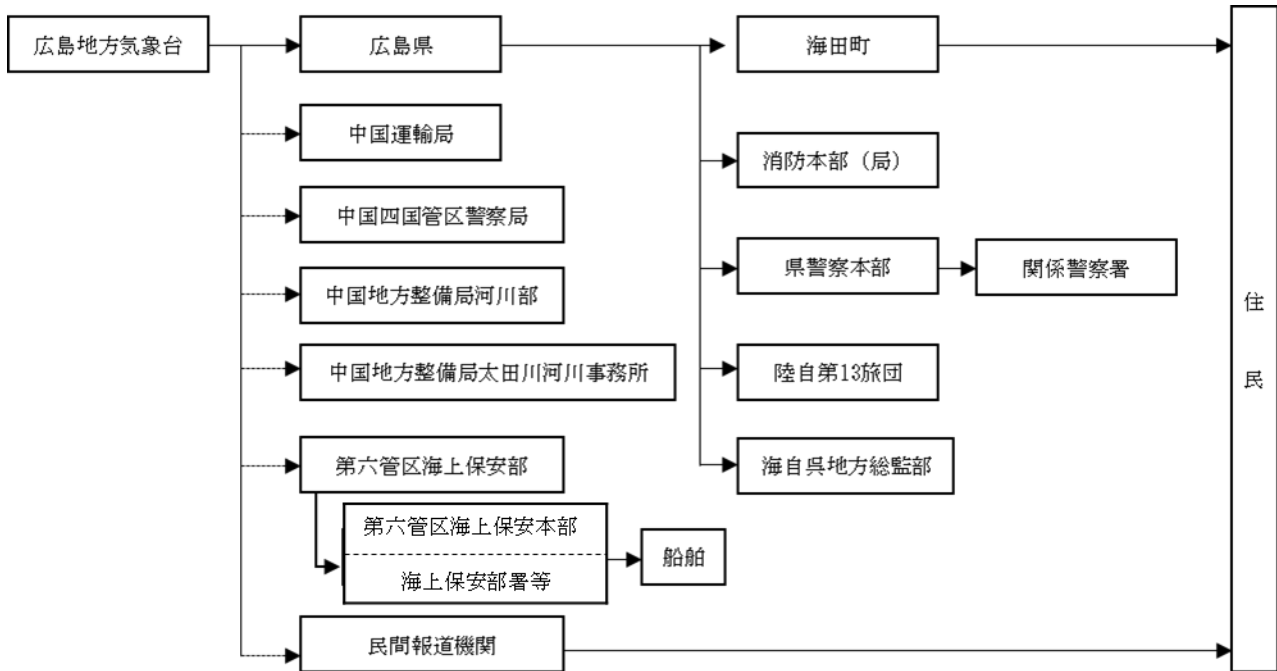
(5) 津波警報等の伝達経路

ア 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



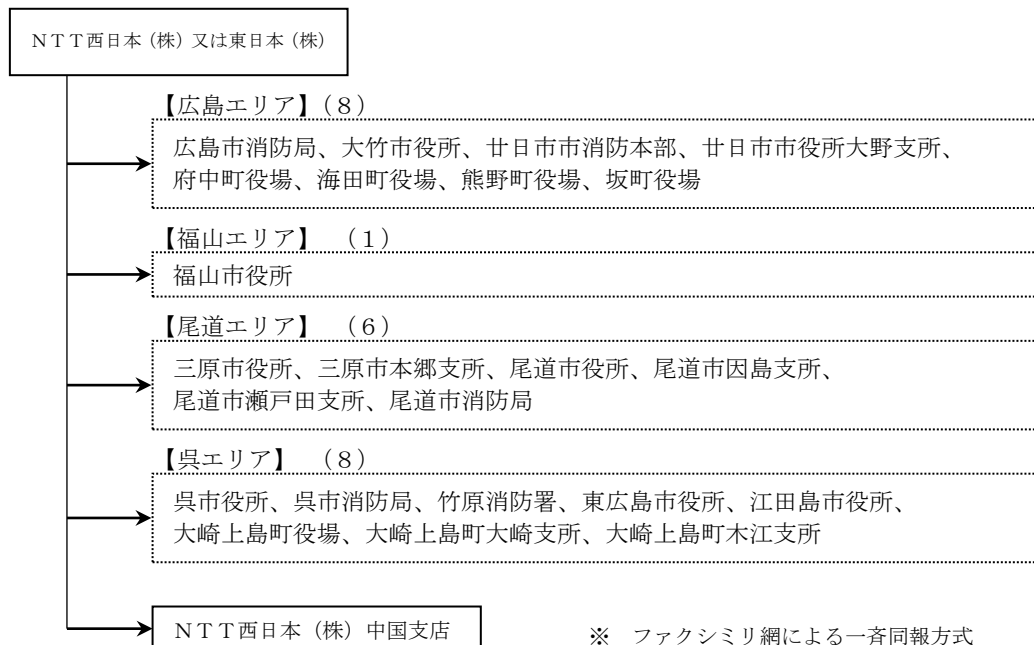
- (注) 1 NHK広島放送局は津波警報が発令された時に、「緊急警報信号」を発信する。
 2 NTT西日本又は東日本は、津波注意報の発令は行わない。
 ・日本放送協会広島放送局は津波警報が発令されたときに「緊急警報信号」を発信する。

イ 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 広島地方気象台からの伝送経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝送経路含む）、点線は専用線以外の副次的な伝送経路である。
 2 民間報道機関は、(株)中国放送・広島テレビ放送(株)・(株)広島ホームテレビ・(株)テレビ新広島・広島エフエム放送(株)・(株)中国新聞社である。

ウ NTT西日本は、次の経路により津波警報を関係市町に伝達する。



※ ファクシミリ網による一斉同報方式

(6) 緊急地震速報が発表された場合の措置

町は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線等で伝達可能な場合は、住民へ伝達する。

(7) 居住者等への情報の伝達

県及び町は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、迅速かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じる。この場合において、居住者等が具体的に取るべき行動について、併せて示すものとする。

ア 聴覚障がい者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、同報無線の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声子局、サイレン等により伝達する。

(8) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等への伝達

各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(9) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して次の措置をとるよう要請するとともに、津波避難誘導計画を策定する。

ア 停泊中の大型、中型船舶は、港外に避難する。

イ 港外の大型、中型船舶は、入港を差し控える。

ウ 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

エ 津波の到達までに時間が無いと予想される場合は、船は放置して避難する。（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。）

(10) 情報の伝達方法

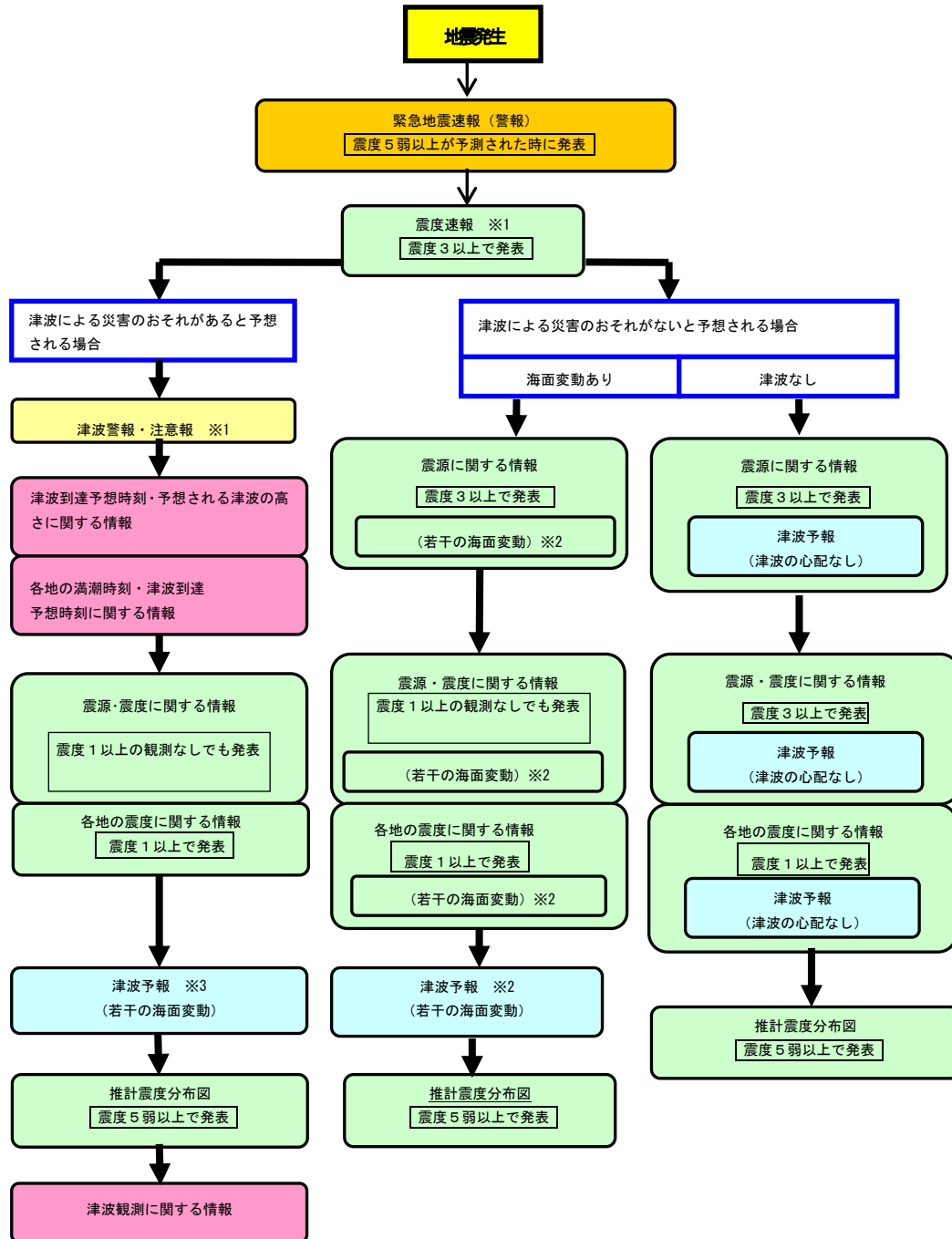
津波警報等及び情報の伝達手段として、

全国瞬時警報システム（Jアラート）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう、統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板の設置等、避難場所、避難路の周知を図る。この際、高齢者や障がい者等の要配慮者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

また、町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の

意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

[地震・津波に関する情報発表の概念図]



※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予測で海面変動が予想される津波予測区を発表する。

※3 津波警報等を発表している津波予測区以外で、海面変動が予想される津波予測区に発表する。

第7節 住民等の避難誘導

1 方針

津波が発生した場合には、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

町は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ避難場所等の選定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた避難訓練の実施に努める。

2 津波避難のための事前の準備

(1) 津波浸水想定図等の作成及び周知

町民等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図をもとに、町は浸水区域、避難方向等を示す津波ハザードマップ作成し住民等に周知する。

(2) 避難所等・避難路の選定

ア 基本原則

町は、町民等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう地域の状況を十分考慮して、避難所等、避難路を事前に選定する。

津波災害を想定した避難所等の選定にあたって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所に利用する浸水時緊急避難施設（洪水・津波避難ビル）を確保する。

この場合において、海田町で想定される津波波高を考慮し、避難は、原則として3階以上とする。選定した避難所等・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図る。

また、あらかじめ選定した避難所等、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、標高板等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難所等・避難路の選定基準

津波災害を想定した避難所等・避難路の選定基準は、おおむね次による。

(ア) 避難所等

- a 津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）から外れていること。（広島県津波浸水想定図を参考とする。）

- b 十分な地盤標高を有すること。
- c 原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指定することができる。（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）
- d 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- e 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることからさらに避難できる場所があること。
- f 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり3.3㎡が望ましい。）
- g 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- h 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- i 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

（イ）浸水時緊急避難施設（津波・浸水避難ビル）

浸水時緊急避難施設（津波・浸水避難ビル）の選定基準はおおむね次による。

- a 3階建て以上かつ耐震性（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）を有してRC（鉄筋コンクリート）又はSRC（鉄筋鉄骨コンクリート）構造であること
- b 海岸に直接面していないこと。
- c 収容スペースとして、1人当たり3.3㎡以上を確保すること。
- d 避難路等に面していること。
- e 夜間照明や情報機器が備わっていること。
- f 外部から避難が可能な階段があること。なお、周辺に適切な避難場所、浸水時緊急避難施設等がない場合は、高台の民家や民有地（畑や山林等）を避難目標地点として、利用するものとする。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等（浸水時緊急避難施設の場合は非常階段等の外階段）を整備する。

表 津波避難ビル

	施設名	住所	備考
1	J Aひろしま海田市支店 (サンピア・アキ)	海田町窪町 8-8	原則、24時間対応
2	創価学会広島安芸文化会館	海田町堀川町 3-31	10時～22時 (水曜日休館)
3	株式会社ガイナステイツ海田市駅前	海田町窪町 2-10-1002	原則、24時間対応
4	丸善工業株式会社	海田町砂走 16-14	原則、24時間対応
5	J R海田市駅NKビル (ビエラ海田市)	海田町窪町 1-23	原則、24時間対応

(ウ) 避難路

避難路の選定基準は、おおむね次による。

- a 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。
- b 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- c 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- d 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- e 津波の進行方向と同方向とすること。(海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。)
- f 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した浸水時緊急避難施設が確保されていることが望ましい。
- g 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。
- h 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- i 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- j 階段、急な坂道等には手すり等が設置されている事が望ましい。

(3) 防災上重要な施設の避難対策

ア 防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ「広島県津波浸水想定図」における津波の浸

水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、避難指示を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

（ア）学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

（イ）病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 津波発生時の応急対策

（1）避難指示

ア 発令基準

「避難指示」のみを発令する。（ア）又は（イ）の何れか1つに該当する場合に発令する。

（ア）大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合

（イ）停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合あるいは、揺れは弱くても、1分程度以上の長い揺れを感じた場合

イ 発令時期及び発令手順

大津波警報・津波警報・津波注意報を認知した場合又通知を受けた場合は、自動的に避難指示を発令する。（夜間の場合においても躊躇することなく発令し取るべき行動を伝達する。）

特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図る。

ウ 避難指示の内容

（ア）大津波警報、津波警報が発表された場合

- ☐緊急放送 緊急放送 避難指示発令
- ☐こちらは、海田町です。
- ☐津波警報（又は大津波警報）が発表されたため、_____地区に避難指示を発令しました。
- ☐直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難して下さい。
- ☐繰り返します。

（イ）津波注意報が発表された場合

- ☐緊急放送 緊急放送 避難指示発令
- ☐こちらは、海田町です。
- ☐津波注意報が発表されたため、_____地区に避難指示を発令しました。
- ☐川の近くや海岸付近は危険です。直ちに離れて、高い場所に緊急に避難して下さい。
- ☐繰り返します。

エ 解除の基準

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合

オ 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として大津波警報・津波警報・津波注意報の解除の発表に基づき行う。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討する。

（2）避難の誘導等

ア 避難誘導実施者

- （ア）職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- （イ）自主防災組織のリーダー等

イ 避難誘導の方法

- （ア）避難は、原則徒歩とする。
- （イ）指定避難所等・避難路沿いの要点等に誘導する職員等を配置するとともに、案内標識を設置する等住民の速やかな避難を図る。
- （ウ）避難は避難行動要支援者を優先する。
- （エ）避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、外国人等の避難についても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるように避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておく。

(オ) 避難指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

(カ) 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、~~市~~町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

ウ 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる

4 消防及び水防活動

(1) 消防活動

町及び広島市消防局は、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項について事前に消防体制を整備する。また、平素から、自主防災組織の育成及び指導を行うとともに、消防活動の体制および消防相互応援体制等の充実に努める。

ア 正確な津波警報等の収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 土のう等による応急浸水対策

エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

オ 救助・救急

カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

(2) 水防活動

水門、樋門及び防潮扉（以下「防潮扉等」という。）の管理者並びに町は、津波警報等を認知したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波が来襲する恐れがあると判断したときは次の措置をとる。

ア 防潮扉等の管理者等

(ア) 防潮扉等の管理者（操作担当者）、各地区の水位・潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき又はラジオ、テレビ等により津波警報を認めたときは、水位又は潮位の変動を監視するとともに、速やかに防潮扉等を閉鎖する。

(イ) 水位又は潮位の変動があったときは、速やかに変動状況及び措置状況等を関係機関に通報する。

イ 町

(ア) 各地区の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への通報

(イ) 水防に必要な資機材の点検整備

(ウ) 防潮扉等の遅滞ない操作及び防潮扉等の管理者への連絡通報

(3) 県の措置

県は、市町等の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対して広報を行う。

イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

5 水道、電気、ガス及び電気通信関係

水道、電気、ガス及び電気通信施設等のライフライン施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災時には迅速かつ的確に被害状況の把握を行い、必要な要員及び資機材を確保し、機動力を発揮して応急復旧を実施するとともに、町や防災関係機関への情報提供及び町民等への広報活動を実施するものとする。

また、津波からの円滑な避難を確保するため、施設の設置者又は管理者は、平素から二次災害の防止に必要な措置を講じておくとともに、町民等への広報活動に努めるものとする。

6 交通対策

(1) 道 路

ア 海田警察署（県公安委員会）及び道路管理者は、津波来襲の恐れがある場所での交通規制並びに避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知するものとする。

特に、津波により浸水の可能性がある区域へ通ずる管理道路については、当該区域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への進入を禁止するものとする。

イ 津波により浸水の可能性のある区域への地理不案内者等の進入を防ぎ、安全を確保するとともに、町民等の避難の妨げにならないよう通行止めなどの措置をとるものとする。

(2) 海 上

広島海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

(3) 鉄 道

西日本旅客鉄道株式会社広島支社は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

関係機関は、津波の影響を受ける予想される船舶、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画等を策定する。

7 町が管理する施設関係

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、学校及び保育所等においては、概ね次のとおり管理上必要な措置を講ずる。なお、具体的な措置内容については、施設毎に別に定める。

ア 施設利用者及び職員等への津波情報等の伝達

イ 施設利用者及び職員等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 消防用設備の点検・整備

カ 可搬式発電機の整備、無線設備、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報を入手するための機器の整備

キ 学校等にあつては、次に示す安全確保のため必要な措置

(ア) 避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校に保護を必要とする生徒等がある場合（例えば養護学校等）これらのものに対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者又は高齢者等、自己のみで移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のため必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部を設置する庁舎等については、(1)に掲げる措置をとる他、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置又は可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入・配備を行う場合、町のみでは対処できない場合には、町長（本部長）は、直ちに県に協力を要請する。

（3）工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲の恐れがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第 1 節 目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、時間差発生時における避難確保等に関する事項、津波からの防護に関する事項、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 節 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法第 3 条第 1 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は、次のとおり。

「南海トラフ地震防災対策推進地域（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）」

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、海田町、坂町、大崎上島町

第 3 節 基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合あることを考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考えとして、この計画を作成する。

なお、この計画に定めのない事項については、第 5 章第 6 節及び第 8 節から第 10 節による。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の 7 項目とする。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

（1）南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまで

の記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

- (2) 町は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。

この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靱さ」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災が発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

- (3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

- (1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから町、住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。

- (2) 町は、住民等の避難を軸に、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練、避難行動要支援者の支援等の総合的な対策を推進する。

また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害への対応

- (1) 従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要があることから、災害応急対策を行うにあたっては、人的・物的資源が、国、地方公共団体及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処する。

- (2) 町は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討及び各種対策を講じるとともに、町民等に対し被災地域では自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を促進する。

4 時間差発生等への対応

(1) 南海トラフ沿いでは、1854年安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。このため、町は先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

(2) 町は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

(3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

(4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。

（5）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

（6）後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保

イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

（7）南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域においてはさらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとる。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

（8）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概

ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとる。

- (9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除する。

ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

- (10) 市等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び国民に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

- (11) 町は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

- (12) 町は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

- (13) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保する。

5 外力レベルに応じた対策

- (1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じる。

- (2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。また、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。

- (3) 災害応急対策については、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。

- (4) 経済的な被害への対策について、町、企業等は、南海トラフ地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できるよう備える。

(5) 対策の検討・実施にあたっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

6 戦略的な取組みの強化

(1) 町は、津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。

(2) 町は、防災・減災目標を達成するため、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。

また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

(3) 町は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して資質向上を図り、人材育成を強化する。

(4) 町、ライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。

(5) 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）において、11月5日は津波防災の日とされており、町は津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。

7 訓練等を通じた対策手法の高度化

(1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、町、地域住民、事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行うとともに訓練後は、PDCAサイクルにより地域防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

(2) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、実践的な訓練を行う。

第4節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

地震の発生確率については、次のとおりである

令和7年9月26日政府調査委員会発表

	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	30%程度	60～90%程度以上	90%程度もしくはそれ以上

3 広島県地震被害想定（令和7年10月）

（1）地震動予測

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討・被害想定手法検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケース

を用いて被害想定を行った。

(2) 津波浸水想定

南海トラフ地震の津波については、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した津波断層モデル 11 ケースのうち、人的被害に結びつく浸水深 30 cm 以上の広島県全域での浸水面積が最大となる津波断層モデルケース I の場合を示す。

広島県：県全体で 30 cm 以上浸水深面積及び被害が最大と想定される津波断層「ケース 1」を選定

各市町：各市町で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定

- ・広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース 1」を選定
- ・三原市は、津波断層モデル「ケース 2」を選定
- ・尾道市は、津波断層モデル「ケース 5」を選定
- ・福山市は、津波断層モデル「ケース 4」を選定

＜南海トラフ地震による被害想定実施ケースの組み合わせ＞

地震ケース	津波ケース
基本：基本となるケース	1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
東側：強振動生成域をやや東側の場所に設定	2：「紀伊半島沖」に大すべり域を設定
西側：強振動生成域をやや西側の場所に設定	4：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
陸側：強振動生成域をやや陸側の場所に設定	5：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定	
重ね合わせ：上記 4 ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値	

(3) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は季節・時刻によって変化するため、地震発生の季節や時刻に応じて人的被害や火災による被害様相が異なる特徴的な次の 3 シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速で被害想定を行う

た。

震災対策編第1章第5節第2（3）【想定シーン】に準ずる。

（4）被害想定項目と想定単位

自然現象、建物被害、人的被害及びライフライン施設等の項目ごとに被害量等を想定した。

震災対策編第1章第5節第2（4）【想定項目】に準ずる。

（5）想定結果（南海トラフ地震：陸側ケース、津波ケース1）

令和6年能登半島地震等、近年発生した地震の被害状況等を踏まえて見直しを行った。

ア 地震動

地震 震度	震度					
	面積割合（％）					
	4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ	—	25.5	58.6	15.9	—	—

イ 液状化

地震 沈下量	沈下量					
	面積割合（％）					
	対象外	$S=0.0\text{m}$	$0.0\text{m}<S<0.1\text{m}$	$0.1\text{m}\leq S\leq 0.3\text{m}$	$0.3\text{m}<S<0.5\text{m}$	$0.5\text{m}\leq S$
南海トラフ	—	53.3	28.0	11.0	7.7	—

地震 P L 値	P L 値					
	面積割合（％）					
	対象外	かなり低い $PL=0$	低い $0<PL\leq 5$	高い $5<PL\leq 15$	かなり高い $15<PL\leq 30$	極めて高い $30<PL$
南海トラフ		53.3	0.4	11.6	9.5	25.2

ウ 土砂災害

危険度 地震	危険度ランク		
	箇所		
	急傾斜地	地すべり	山腹崩壊
南海トラフ	3	0	0

エ 津波

浸水深 地震	浸水深				
	面積（h a）				
	1 c m以下	30 c m以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上
南海トラフ	2 4 4	2 3 1	1 6 6	3 9	0

オ 建物被害

全壊 地震	全壊（棟）				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
南海トラフ	3 6	1 1 0	2	3 7 2	5 1 9

半壊 地震	半壊（棟）				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
南海トラフ	2 4 7	4 7 5	4	1, 5 7 6	2, 3 0 2

火災建物被害 地震	火災による建物被害		
	出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）
南海トラフ	0	1	2 1

カ 人的被害

死者 地震	死者（人）						
	建物 倒壊	屋内収 容物移 動・転倒	土砂 災害	火災	津波	ブロッ ク等倒 壊	合計
南海トラフ	2	0	0	0	1 8 8	0	1 9 0

負傷者 地震	負傷者（人）						
	建物 倒壊	屋内収 容物移 動・転倒	土砂 災害	火災	津波	ブロッ ク等倒 壊	合計
南海トラフ	3 2	6	0	0	1 5 2	0	1 8 4

重傷者 地震	重傷者（人）（負傷者の内数）						
	建物 倒壊	屋内収 容物移 動・転倒	土砂 災害	火災	津波	ブロッ ク等倒 壊	合計
南海トラフ	2	1	0	0	5 2	0	5 4

要救助者等 地震	要救助者（人）		要捜索者（人）	災害関連死※
	揺れによる	津波による	津波による	—
南海トラフ	2 2	4, 0 6 0	3 2 2	3 2～6 5

※：災害関連死者数は人的被害が最大となる津波ケースの冬 18 時の値とした

キ ライフライン被害（直後）

被害 地震	上水道	下水道	電力	通信	ガス
	断水人口	支障人口	停電件数	不通回線	供給停止戸数
南海トラフ	8, 7 3 5	5, 4 4 9	1, 1 7 9	4 0 9	0

ク 道路等被害

道路等 地震	直轄国道	直轄外国道	新幹線	在来線
	(箇所)			
南海トラフ	7	9	0	8

ケ 生活への影響

避難者 地震	避難者数（人） 当日・1日後		
	避難所	要配慮者（避難所内数）	避難所外
南海トラフ	8, 615	2, 171	4, 590

帰宅困難者 地震	帰宅困難者等	
	帰宅困難者（人）	滞留者（人）
南海トラフ	1, 445	1, 656

物資需要量 地震	物資需要量 当日・1日後			
	食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）	仮設トイレ（基）
南海トラフ	9, 563	19, 438	15, 715	99

災害廃棄物 地震	災害廃棄物発生量（万 t）	
	災害廃棄物（万 t）	仮置き場面積（ha）
南海トラフ	16	15

コ その他被害

EV 危険物施設 地震	エレベータ（人）	危険物施設被害		
	閉じ込め者数	火災（箇所）	流出（箇所）	破損等（箇所）
南海トラフ	4	0	0	1

文化財 地震	文化財被害	
	国宝・国指定重要文化財（件）	県指定重要文化財（件）
南海トラフ	0	1（津波浸水）

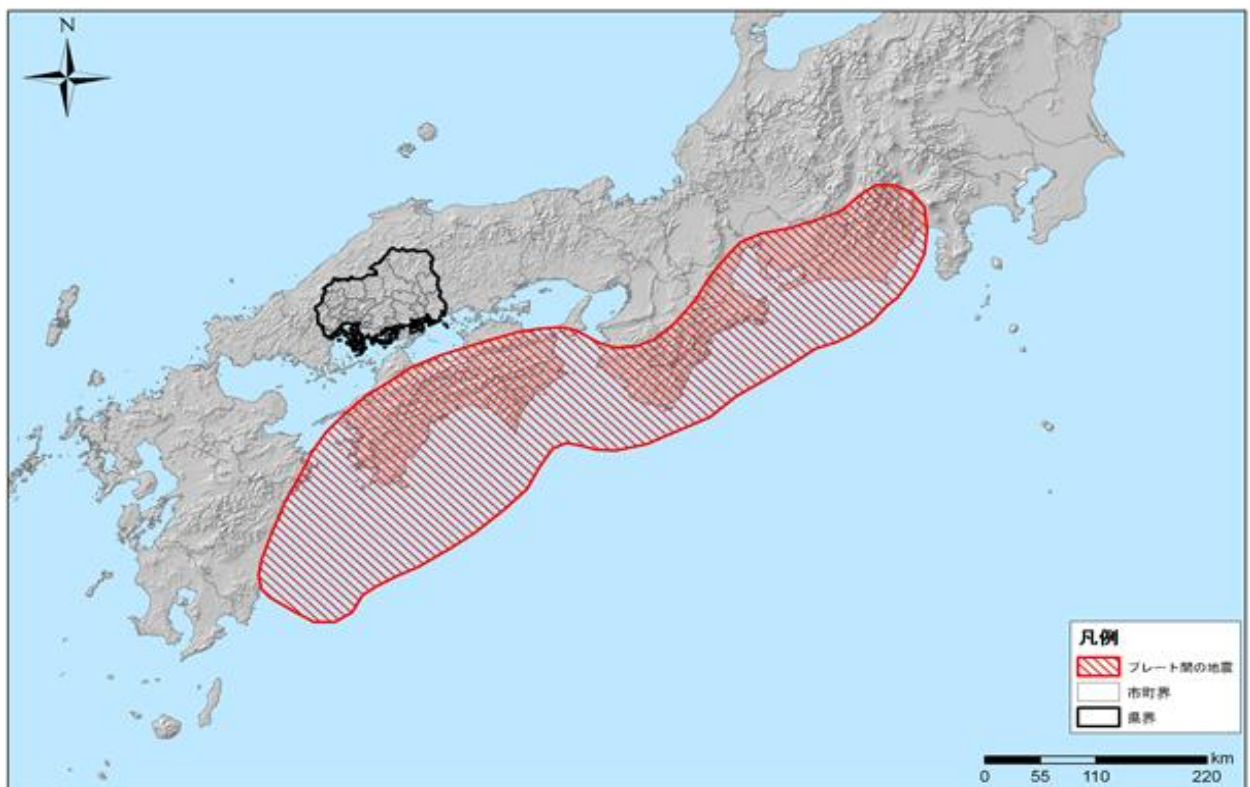
ため池 地震	ため池（危険性が高い）	
	箇所	影響人口（人）
南海トラフ	0	0

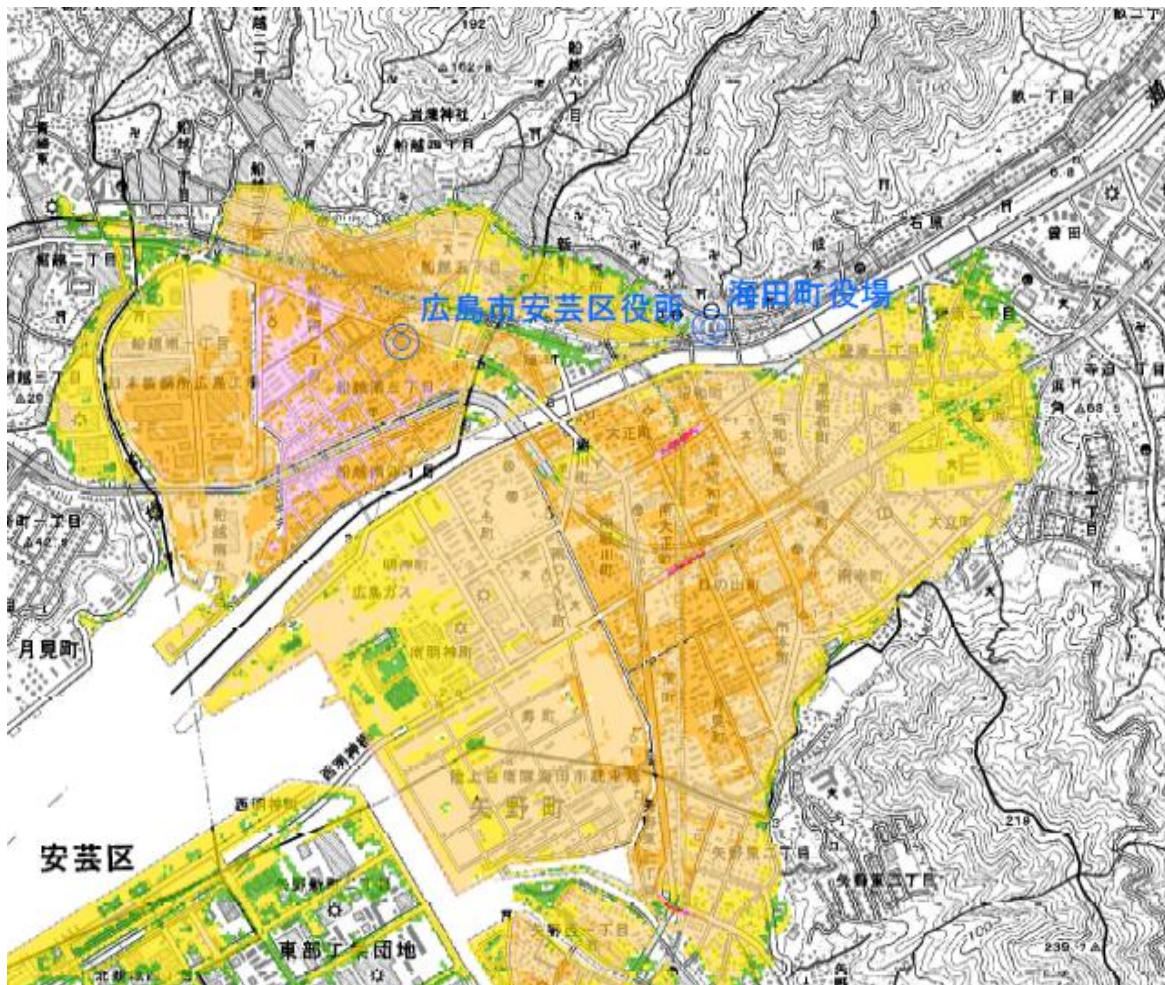
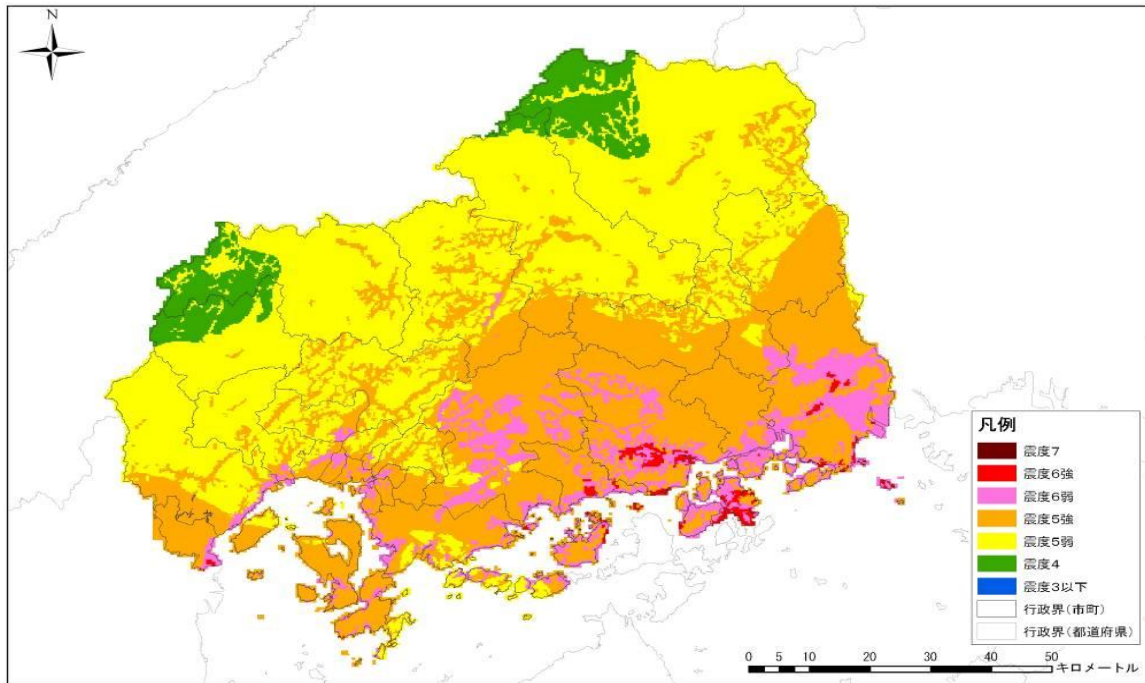
重要施設 地震	重要施設（機能支障あり）		
	災害対策（棟）	避難（棟）	医療（棟）
南海トラフ	5	40	2

経済被害	経済被害
	直接被害（億円）
南海トラフ	1,447

想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料





南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※1）		最大波到達 時間（分）	津波影響開 始時間（分） （※2）
		うち津波の高さ （m）		
海田町	3.6	1.4	242	57
広島市	3.6	1.4	242	36
呉市	3.7	1.5	241	10
竹原市	3.3	1.2	368	15
三原市	3.3	1.2	211	19
尾道市	3.3	1.2	309	20
福山市	3.4	1.2	314	17
大竹市	3.3	1.3	217	26
東広島市	3.1	1.0	374	25
廿日市市	3.5	1.5	218	23
江田島市	4.0	1.8	249	28
坂町	3.6	1.4	240	55
大崎上島町	3.3	1.2	372	28

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

1 津波からの防護のための施設の整備等

- （1）河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を事前に講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- （2）河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮堤、水門等を越流し、堤内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- （3）河川、海岸港湾の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

ア 防潮堤、防波堤、水門等の点検方針

毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。

イ 防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針

施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設

定し検討するものとする。

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順

水門等の閉鎖を実施する体制として、水門・陸閘管理の手引に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施し、操作員の安全管理を徹底する。

津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるようにあらかじめ人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。

- (4) 町は、防災行政無線（同報系）活用し、住民に対し、津波警報等を的確かつ一斉に周知できる体制を整備する。

2 水防業務従事者等の安全確保対策

町は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 津波に関する情報の伝達等

(1) 県内の地震動等の観測施設

気象庁が行う地震動及び津波の観測施設は、県内は地震観測装置が庄原市西城町熊野、府中市上下町矢多田、北広島町都志見及び呉市倉橋町鳶ヶ巣の4箇所に設置され、このうち府中市上下町矢多田を除き震度の観測を行っている。このほか計測震度計が広島市中区上八丁堀、呉市宝町、福山市松永町、三次市十日市中、北広島町有田、東広島市黒瀬町、三原市円一町及び広島空港の8箇所に整備され、震度の観測を行っている。

また、広島港には巨大津波観測計（2 m以上の津波を検知）を設置している。

震災対策編第5章第9節第2（1）「県内の地震動等の観測施設」に準ずる。

(2) 津波に関する情報の種類と内容

ア 発表基準

(ア) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(イ) その津波に関する情報を発表することが防災対策上必要と認められるとき。なお、防災対策上の必要性がさらに認められる場合は、県が広島地方気象台から収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

イ 種類及び内容

種類は大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報の区分に内容は津波の高さ等を

示す。

震災対策編第5章第9節第2（3）「津波警報等の種類及び内容」に準ずる。

（3）津波警報等の伝達経路

町へは、広島地方気象台から県を通じて伝達される。

震災対策編第5章第9節第2（5）「津波警報等の伝達経路」に準ずる。

（4）津波警報等の住民等への伝達方法

迅速な避難行動が取れるよう、全国瞬時警戒警報システム（Jアラート）、防災行政無線（同法系）、SNS等あらゆる手段を活用して住民等へ伝達する。

震災対策編第5章第9節第2（11）「情報の伝達方法」に準ずる。

（5）居住者等の避難行動等

県及び町は、津波警報及び津波に関する情報が町域内の居住者、企業、滞在者等に対して、迅速かつ広域に伝達する。

震災対策編第5章第9節第2（8）「居住者等への情報の伝達」に準ずる。

4 津波避難対策

町は、南海トラフ地震により、津波が発生した場合には、避難のための措置を取り、人命の確保に努める。

特に、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ避難場所、避難経路等を選定するとともに、平素から住民への周知徹底を図り、住民を含めた避難訓練の実施に努めるものとする。

（1）津波避難計画の作成

海田町津波ハザードマップ及び「広島県津波避難計画策定指針（平成26年10月）」を参考に津波避難計画を策定する。

震災対策編第5章第10節第2（3）【津波避難計画の作成】に準ずる。

（2）津波ハザードマップの作成及び周知

町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、広島県津波浸水想定図等をもとに、指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップ作成を行い、住民等に周知するものとする。

（3）指定緊急避難場所、指定避難所の指定・周知

都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に災害の危機が切迫した緊急時において安全が確保される指定避難所等について、あらかじめ指定し住民へ周知する。

基本・風水害対策編第2章第6節第7（1）【避難場所等の指定及び周知】に準ずる。

（4）防災上重要な施設の避難対策

津波浸水想定域に所在する要配慮者利用施設の管理者は、定められた避難計画を作成して利用者の安全を確保する。

震災対策編第5章第10節第2（4）【防災上重要な施設の避難対策】に準ずる。

（5）津波発生時の応急対策

避難指示の発令、住民等避難の誘導等の処置を適切に行い住民等の安全を確保する。

震災対策編第5章第10節第3【津波発生時の応急対策】に準ずる。

（6）指定緊急避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

ア 町は、指定避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、各指定避難所における避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について計画する。

ウ 町は、指定避難所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供に配慮する。

（8）指定避難所の開設

町は、指定緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。

ア 指定避難所の管理運営

町は事前に避難所毎の担当職員を定める等、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに自主防災組織等とも連携して、円滑な避難所の運営に努める。

基本・風水害対策編第3章第5節第5（5）【避難所の管理運営】に準ずる。

イ 町が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

（ア）開設の日時

（イ）開設の場所

（ウ）収容人員

（エ）開設期間の見込み

（オ）その他必要と認められる事項

ウ 町は県に対し、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員の派遣要請をする。

エ 避難に関する普及啓発

町は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発する。

(9) 要配慮者の避難等

町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

要配慮者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

5 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

町は、地域住民が津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備する。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、広島市消防局との連携体制の強化及び応援体制等の整備充実を図る。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール確立

(2) 水防活動

震災対策編第5章第10節第4項(2)【水防活動】に準ずる。

6 電気、ガス、水道、通信及び放送関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に重大な影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

(1) 電力施設の応急対策

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。

ア 地震・津波時における危険防止措置

地震・津波時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

イ 復旧方針

復旧にあたっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧にあたっては、次の需要者の復旧を優先させる。

(ア) 人命救助に関わる病院

(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

(ウ) 被災者収容施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

ウ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応

援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

エ 広報サービス活動の実施

地震・津波時には、次により需要者に対する広報サービス活動を実施する。

施設の復旧状況、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放、公衆感電事故防止を主体とした被災者への広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) ガス施設の応急対策

ア 一般ガス事業者

(ア) 実施責任者

一般ガス事業者

(イ) 広報活動

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

イ 簡易ガス事業

(ア) 実施責任者

簡易ガス事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

簡易ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

ウ 液化石油ガス販売事業

(ア) 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

(3) 水道施設の応急対策

ア 二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

イ 応急復旧対策

迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

(ア) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、公益社団法人日本水道協会を通じて他の水道事業体に応援を要請するとともに、必要に応じ、関連事業者等への応援を依頼する。

(イ) 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

ウ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調

達体制の確立に努めるものとする。

(4) 下水道施設の応急対策

ア 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

イ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

(5) 通信（NTT西日本（株）が行う措置）

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

(ア) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」

の提供を運用する。

また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の周知等を図るものとする。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

- a 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。
 - (a) 被災地域と被災模様
 - (b) 復旧のための措置と復旧見込時期
- b 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

ウ N T T ドコモ中国支社が行う措置

(株) N T T ドコモ中国支社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り移動通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(ア) 通信の利用制限と重要通信の確保

災害等により移動通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。

(イ) 非常通信の確保

- a 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する災害対策本部の要請に応じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。
- b N T T 西日本（株）中国支店が特殊公衆電話を設置できない場合には、同社と協力し、孤立地域及び避難場所への非常用携帯電話の貸出しに努める。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 「災害用伝言板サービス」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

- a 移動通信設備の被害模様、復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及びN T T ドコモ（株）中国支社のホームページを通じて行う。

また、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

- b 「災害用伝言板サービス」を運用した場合には、その広報を報道機関に依頼するものとする。

エ 県及び町が行う支援の措置

県、町、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、さらに電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

(ア) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(イ) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

7 交通対策

海田警察（県公安委員会）、広島海上保安部、広島港湾管理者及び関係機関等と連携して交通規制等を行ない、円滑な住民等の避難に資する。

細部は、震災対策編第5章第10節第6【交通対策】に準ずる。

第6節 応援要請

1 県に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする職種別人員
- (3) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

- (4) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他必要な事項

2 他の市町に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

3 緊急消防援助隊等消防に対する応援要請

町長は、大規模災害により、町の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等消防の応援を受ける必要があると判断したときは、「緊急消防援助隊広島県受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

4 自衛隊災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊の救援を必要とするときは、災対法第 68 条の 2 及び自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条の規定により、町長は知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
細部は、基本編・風水害対策編第 3 章第 2 5 節 3 【自衛隊の災害派遣要請】に準ずる。

5 救援物資の調達・供給活動

町は、災害発生時における被災者に対し食糧の応急確保に努め、災害救助法による食糧の供給及び給食を行う。
細部は、基本・風水害対策編第 3 章第 6 節 2 【食料の供給】に準ずる。

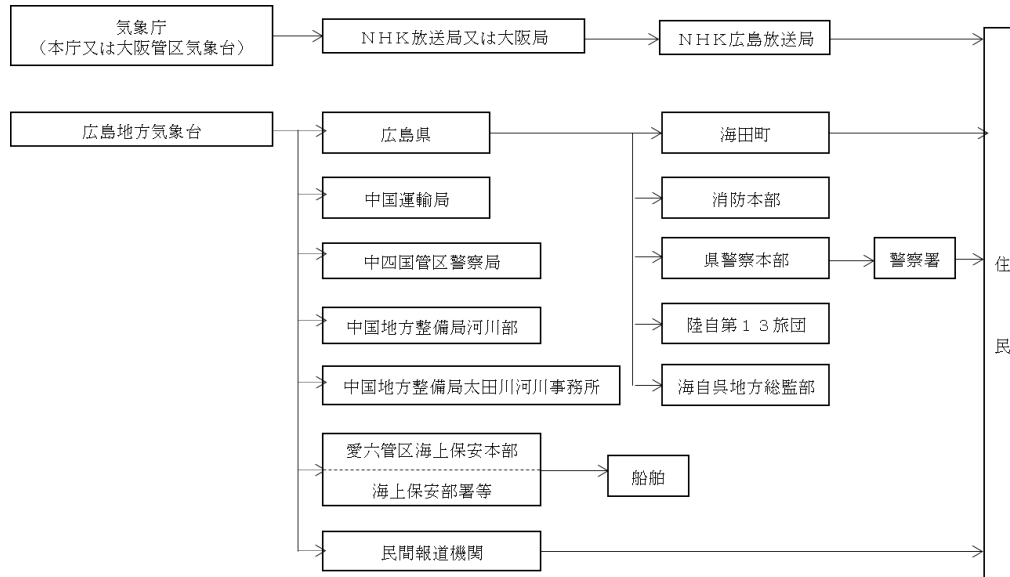
6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び町は、町民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第 7 節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により関係機関に通知される。



2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

広島地方気象台から県を通じて伝達される。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとする。

（4）災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生

から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（５）地域住民等に対する呼びかけ等

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を海田町ホームページへの記載、LINE により呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある住民に対し、知人宅や親類宅等への避難を呼びかけるなど、個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

（６）町が管理する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。（町が管理する施設以外の施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請する。）

（ア）各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

（イ）個別事項

- a 橋梁、法面等に関する道路管理上の措置
- b 保育所、小・中学校等にあつては、園児、児童・生徒等に対する保護の方法等について必要な措置

- e 社会福祉施設にあっては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、ア（ア）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- a 非常用発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 県は、町の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

広島地方気象台から県を通じて伝達される。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとする。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（5）地域住民等に対する呼びかけ等

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を防災行政無線、海田町ホームページへの記載、LINE等により呼びかける。

（6）防災関係機関のとりべき措置

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第8節 防災訓練に関する計画

震災対策編第2章第12節【防災訓練】に準ずる他、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、主として次の事項を含む必要な防災教育を行う。

（1）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（2）地震及び津波に関する一般的な知識

- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発をあらゆる機会を通じて、意識の高揚を図る。

また、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果

ウ 地震・津波に対する地域住民への周知

エ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

＜地震・津波のときの心得＞

(ア) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

(イ) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。

(ウ) テレビ、ラジオ、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。

(エ) 海岸にいるときに大きな揺れや長い地震、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

(オ) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

(カ) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、

がけ崩れのおそれがあるので注意する。

(キ) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

(ク) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。

(ケ) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

(コ) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得－陸地にいる人の場合＞

(ア) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。

また、避難にあたっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

(イ) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。

(ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。

(エ) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。

(オ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

オ 地震・津波に対する一般知識

カ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備

キ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

ク 災害情報の正確な入手方法

ケ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保

コ 出火の防止及び初期消火の心得

サ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法

- シ 自動車運転時の心得
- ス 救助・救援に関する事項
- セ 安否情報の確認に関する事項
- ソ 津波浸水想定図
- タ 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- チ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- ツ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- テ 高齢者、障がい者などへの配慮
- ト 避難行動要支援者に対する避難支援
- ナ 各防災関係機関が行う地震災害対策
- ニ その他必要な事項

(2) 啓発方法

- ア ホームページ、パンフレット及びポスターの作成・配布
- イ 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- ウ 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催等

3 児童、生徒等に対する教育

児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

警察及び町は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 相談窓口の設置

南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。